

雲仙市 過疎地域自立促進計画
(平成28年度～平成32年度)

雲 仙 市

～ 目 次 ～

1. 基本的な事項	1
（1）雲仙市の概況	1
（2）人口及び産業の推移と動向	3
（3）行財政の状況	5
（4）地域の自立促進の基本方針	8
（5）計画期間	11
2. 産業の振興	12
（1）産業振興の方針	12
（2）農林水産業の振興	12
（3）地場産業の振興	12
（4）企業の誘致対策	12
（5）起業の促進	13
（6）商工業の振興	13
（7）観光及びレクリエーションの方向と施策	13
（ア）現況と問題点	13
（イ）その対策	19
（ウ）計画	23
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	27
（1）交通通信体系の整備の方針	27
（2）国道・県道及び市道の整備	27
（3）農道、林道及び漁港関連道の整備	27
（4）電気通信施設の整備	27
（5）地域間交流の促進	27
（ア）現況と問題点	28
（イ）その対策	30
（ウ）計画	32
4. 生活環境の整備	43
（1）生活環境の整備の方針	43
（ア）現況と問題点	44
（イ）その対策	48
（ウ）計画	51
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	53
（1）高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	53
（2）高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	54
（ア）現況と問題点	54

(イ) その対策	57
(ウ) 計画	61
6. 医療の確保	63
(1) 医療の確保の方針	63
(ア) 現況と問題点	63
(イ) その対策	63
(ウ) 計画	65
7. 教育の振興	66
(1) 教育の振興の方針	66
(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	66
(ア) 現況と問題点	66
(イ) その対策	67
(ウ) 計画	70
8. 地域文化の振興等	72
(1) 地域文化の振興等の方針	72
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等	72
(ア) 現況と問題点	72
(イ) その対策	72
(ウ) 計画	73
9. 集落の整備	74
(1) 集落の整備の方針	74
(ア) 現況と問題点	74
(イ) その対策	74
(ウ) 計画	76
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項	77
(ア) 現況と問題点	77
(イ) その対策	77
事業計画 過疎地域自立促進特別事業分	78

1. 基本的な事項

(1) 雲仙市の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本市は、長崎県の南東部、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置し、北に有明海、西に橘湾と二つの海に面しており、市の中央部に位置する愛野地域は島原半島の陸の玄関口、多比良港は島原港、口之津港と並び島原半島の海の玄関口となっており、半島全域の交通の要衝を占めている。

地勢は、雲仙山系の険しい山地とそれに連なる丘陵地及び海岸沿いに広がる平野部からなり、東西17km、南北24km、総面積（平成26年10月1日現在）は214.27km²で、県全体（4,132.32km²）の5.2%を占めており、気候については、温暖多雨の恵まれた条件にある。

雲仙市役所から長崎県庁までは約36km、隣接する諫早市役所までは約15kmとなっているほか、最寄りの高速道路のインターチェンジとなる長崎自動車道・諫早ICからは約19km、長崎空港から約36kmの位置にある。また、本市は、橘湾や有明海を望む美しい海岸線や普賢岳、雲仙地獄といった雄大な自然環境を有しており、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園及び島原半島県立公園に指定されている。

② 歴史的条件

本市は、藩政時代には島原藩、鍋島藩に属していたが、明治4年の廃藩置県により島原県に属し、その後、長崎県の管轄となった。

町村制が施行された明治22年4月時点では、多比良村、土黒村、神代村、西郷村、伊福村、古部村、守山村、山田村、愛野村、千々石村、小浜村、北串山村、南串山村の13村で構成されていた。その後の合併を経て昭和44年4月に国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町の7町構成となり、平成17年10月11日に7町が対等合併し、雲仙市が誕生した。

③ 社会・経済的条件

平成22年国勢調査によると、本市の人口は47,245人、世帯数は15,863世帯となっている。

生活圏は、市内、県央地区、島原半島の他市及び長崎市などが主要地であり、島原半島を一周する一般国道251号や一般国道57号、雲仙グリーンロード、愛野森山バイパスなどが本市と市外の生活圏を結ぶ主要道となっている。また、公共交通機関として、島鉄バスによる路線バス、諫早～島原外港間を走る島原鉄道があり、通勤や通学をはじめとする市民生活に欠くことのできない重要な交通手段となっている。

平成24年度長崎県の市町民経済計算によると、本市の総生産額は1,100億5,200万円で、県全体の総生産額4兆4,033億8,500万円の2.5%を占めている。

本市の総生産額の産業別比率（※）を見ると、第3次産業は819億6,800万円で74.5%、第2次産業は164億2,700万円で14.9%、第1次産業は121億1,100

万円で 11.0%の順となっており、さらに産業分類別比率で見ると、「サービス業」(25.0%)、「不動産業」(14.5%)、「農業」(10.0%)などが上位を占めている。

また、農業の総生産額については、本市の農業の割合(10.0%)が県の農業の割合(1.6%)を大きく上回っているのが特徴であり、本市が県内有数の農業地帯であることを示している。(※平成 24 年度長崎県の市町民経済計算による)

イ. 過疎の状況

本市の人口は、雇用機会の少なさによる若年層の流出や少子化などの影響により、減少の一途をたどっている。平成 22 年国勢調査による人口は 47,245 人で、50 年前の昭和 35 年国勢調査による人口 70,418 人と比較して 23,173 人の減少となっている。

過疎の変遷については、昭和 55 年に旧千々石町が、平成 4 年に旧小浜町が、平成 12 年に旧南串山町がそれぞれ法定過疎市町村に指定されるとともに、旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町についても県単過疎市町村に指定されていたが、平成 17 年 10 月 11 日の合併に伴い、過疎法 33 条第 1 項のみなし過疎が適用され、法定過疎市町村に指定されることとなった。

過疎地域自立促進特別措置法を含めたこれまでの取組により、本市の社会基盤は着実に改善されている。しかしながら、非過疎地域との格差は依然として是正されておらず、人口の流出にも歯止めがかかっていないのが実情である。

過疎地域からの脱却を図るためには、今後も引き続き社会基盤の整備に取り組むとともに、住民が誇りと愛着を持てるまちづくり、訪れる人々が住みたくなるまちづくりを推進し、地域の活性化を図っていく必要がある。

ウ. 社会経済的発展の方向の概要

上位計画に見る本地域のまちづくりの方向

雲仙市総合計画(計画期間:平成 19 年度~平成 28 年度)

本市は、雲仙市基本構想に基づく長期総合計画として、平成 19 年 3 月に「雲仙市総合計画 2007→2016」を策定・公表した。この計画は、雲仙市の将来の発展に向け、市民と行政が一体となって、活力と魅力あるまちづくりに取り組むための指針であり、市政の総合的な経営指針となるものである。

本過疎地域自立促進計画は、「雲仙市総合計画」の下位計画として位置づけ、さらには「長崎県過疎地域自立促進方針」などとの整合性を勘案しながら、各種施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、真に豊かで魅力あるまちづくりと活力ある生き生きとした市民生活を実現していくため、本計画の基本的指針を次のとおり設定する。

雲仙市の将来像としては、「豊かな大地・輝く海と ふれあう人々で築く たくましい郷土」を掲げ、その実現のための 6 本の基本方針を設定している。

基本方針 1: みんなでつくるまちづくり

基本方針 2: 快適で住みよい暮らしづくり

基本方針 3: 笑顔いっぱいの健康と福祉づくり

基本方針 4: 力強い産業と仕事づくり

基本方針 5: 新しい観光・交流による活力づくり

基本方針 6：明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口

平成22年国勢調査における人口は47,245人で、長崎県全体(1,426,779人)の3.3%を占めており、前回調査(平成17年)と比べると2,753人(5.5%)の減少となっている。なお、同時期の長崎県全体の人口は、51,853人(3.5%)の減少となっている。

平成22年国勢調査を年齢構成別に見ると、15歳未満の年少人口が6,310人(総人口の13.4%)、15歳以上65歳未満の生産年齢人口が27,283人(同57.8%)、このうち30歳未満の若年者層は6,087人(同12.9%)、さらに65歳以上の高齢者人口が13,609人(同28.8%)となっている。

前回調査(平成17年)と人口構成比を見た場合、年少人口の増減率が14.7%減、生産年齢人口は6.1%減、うち若年者層は14.9%減となっており、逆に、高齢者人口は0.6%増となっている。この期間の生産年齢人口の減少数(1,784人)のうち約6割を若年者層が占めており、進学や本市における雇用機会の少なさが影響しているものと窺える。

また、長崎県の人口構成と比較した場合、年少人口が0.2ポイント、生産年齢人口が2.6ポイント下回っているが、高齢者人口は2.8ポイント上回っており、本市における深刻な高齢化の状況を示している。

今後の人口の見通しについては、総人口、年少人口、生産年齢人口ともに減少し続け、高齢者人口については年々増加していくものの、平成37年(2025年)をピークに減少に転じ、今後も少子高齢化、過疎化が進行していくものと予想される。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	70,418		65,803	-6.6	61,901	-5.9	60,107	-2.9	58,861	-2.1	57,380	-2.5
0歳～14歳	26,542		22,632	-14.7	18,444	-18.5	15,651	-15.1	13,868	-11.4	12,837	-7.4
15歳～64歳	38,636		37,387	-3.2	37,061	-0.9	37,288	0.6	37,143	-0.4	36,122	-2.7
うち15歳～29歳(a)	13,740		12,182	-11.3	11,983	-1.6	12,495	4.3	12,087	-3.3	10,382	-14.1
65歳以上(b)	5,240		5,784	10.4	6,396	10.6	7,168	12.1	7,850	9.5	8,421	7.3
(a)/総数 若年者比率	19.2	%	18.5	-	19.4	-	20.8	-	20.5	-	18.1	-
(b)/総数 高齢者比率	7.4	%	8.8	-	10.3	-	11.9	-	13.3	-	14.7	-

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	55,408	-3.4	54,048	-2.5	52,230	-3.4	49,998	-4.3	47,245	-5.5
0歳～14歳	11,526	-10.2	10,276	-10.8	8,711	-15.2	7,401	-15.0	6,310	-14.7
15歳～64歳	34,498	-4.5	32,700	-5.2	30,944	-5.4	29,067	-6.1	27,283	-6.1
うち15歳～29歳(a)	8,991	-13.4	8,247	-8.3	7,962	-3.5	7,151	-10.2	6,087	-14.9
65歳以上(b)	9,382	11.4	11,072	18.0	12,575	13.6	13,530	7.6	13,609	0.6
(a)/総数 若年者比率	16.2	%	15.3	%	15.2	%	14.3	%	12.9	%
(b)/総数 高齢者比率	16.9	%	20.5	%	24.1	%	27.1	%	28.8	%

資料：国勢調査 注) 総数は年齢不詳のものを含む

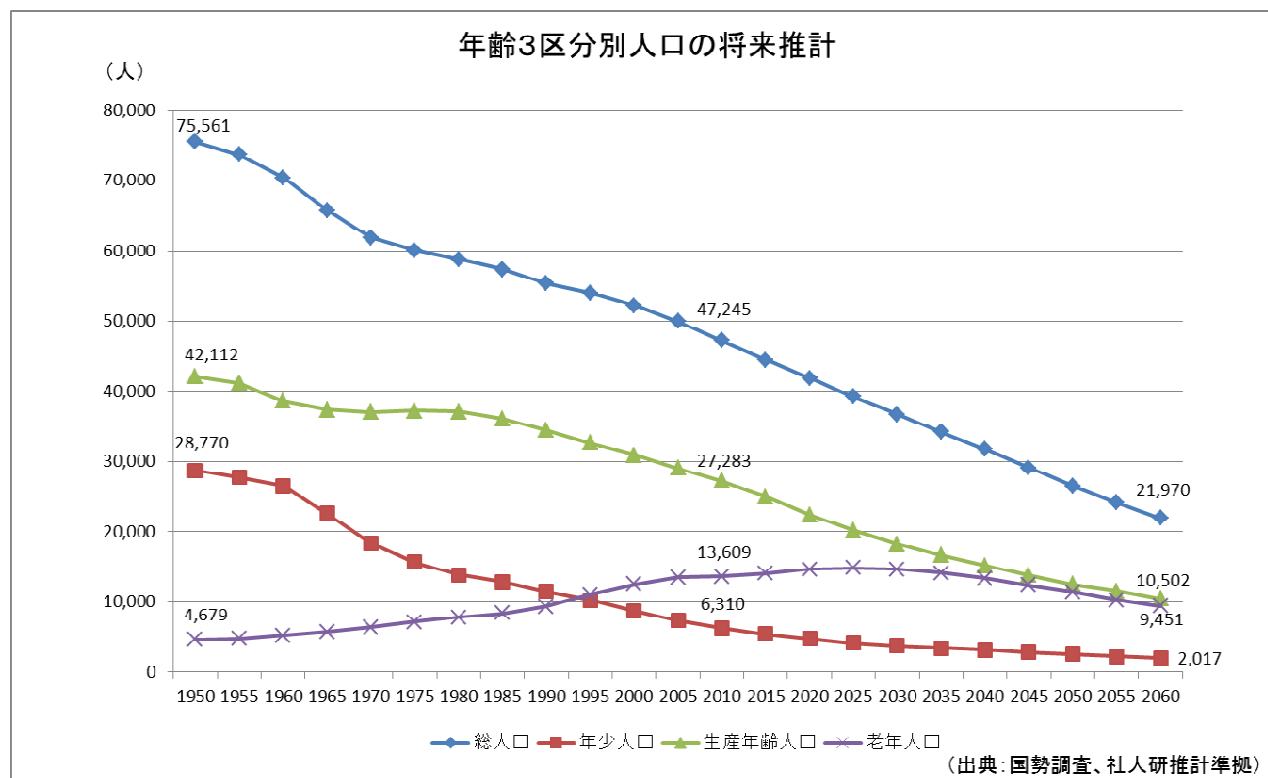
表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 53,574	—	人 51,769	—	% -3.4	人 49,045	—	% -5.3
男	25,614	% 47.8	24,591	% 47.5	-4.0	23,271	% 47.4	-5.4
女	27,960	% 52.2	27,178	% 52.5	-2.8	25,774	% 52.6	-5.2

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	人 46,451	—	% -5.3	人 45,638	—	% -1.8
男 (外国人住民除く)	22,066	% 47.5	-5.2	21,699	% 47.5	-1.7
女 (外国人住民除く)	24,385	% 52.5	-5.4	23,939	% 52.5	-1.8
参考	男(外国人住民)	39	—	42		
	女(外国人住民)	287	—	292		

資料：住民基本台帳

表1-1 (3) 人口の見通し



②産業

平成 22 年国勢調査における本市の就業人口総数は 22,774 人で、前回調査（平成 17 年）から 2,564 人（10.1%）減少している。

産業別人口の推移を見ると、第 1 次産業(就業人口比率 25.3%)については、担い手不足などの影響により減少の一途をたどっており、昭和 35 年（就業人口比率 63.2%）の 4 割まで減少している。しかしながら、第 1 次産業のうち、農業従事者については、長崎県全体が 6.1%であるのに対し、本市は 24.1%と大きく上回っており、本市全域が農業を基幹産業とする地域であることを示している。第 2 次産業(就業人口比率 20.3%)については、平成 12 年頃まで、就業人口、就業人口比率ともに増加傾向にあったが、その後減少傾向が続いている。また、第 3 次産業(就業人口比率 54.4%)については増加の一途をたどっており、平成 17 年からは全体の半数以上を占めるに至っている。

表 1-1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年			昭和60年		
	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率
総数	人 31,757	人 29,555	% -6.9	人 29,620	人 28,178	% 0.2	人 28,178	人 28,377	% -4.9	人 28,377	人 27,977	% 0.7	人 27,977	人 27,977	% -1.4	人 27,977	人 27,977	% -1.4
第一次産業 就業人口比率	% 63.2	% 57.9	-	% 53.4	% 45.9	-	% 45.9	% 42.1	-	% 42.1	% 38.8	-	% 38.8	% 38.8	-	% 38.8	% 38.8	-
第二次産業 就業人口比率	% 9.9	% 10.8	-	% 12.2	% 16.5	-	% 16.5	% 18.4	-	% 18.4	% 20.0	-	% 20.0	% 20.0	-	% 20.0	% 20.0	-
第三次産業 就業人口比率	% 26.9	% 31.2	-	% 34.4	% 37.7	-	% 37.7	% 39.5	-	% 39.5	% 41.3	-	% 41.3	% 41.3	-	% 41.3	% 41.3	-

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 27,604	% -1.3	人 27,238	% -1.3	人 26,419	% -3.0	人 25,338	% -4.1	人 22,774	% -10.1
第一次産業 就業人口比率	% 32.8	-	% 27.5	-	% 25.7	-	% 25.6	-	% 25.3	-
第二次産業 就業人口比率	% 23.4	-	% 24.9	-	% 25.2	-	% 21.5	-	% 20.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 43.8	-	% 47.6	-	% 49.1	-	% 52.9	-	% 54.4	-

資料：国勢調査 注）総数には分類不能の産業の者は含まない。

(3) 行財政の状況

①行政の状況

本市は、平成 17 年 10 月 11 日に国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町の島原半島北西部の 7 町が対等合併し、現在に至っている。

島原半島の北側及び西側の海岸沿いの約半周を行政区域としており、地域の産業や文化に即した行政対応が求められている。また、行政改革大綱を策定し、職員数の適正化、民間委託や指定管理者制度の導入などの行政改革に取り組んでいるところである。

一方、近年の国の地域主権改革等による事務の増加もあり、効率性の高い行政運営や質の高い行政サービスの提供が求められていることから、更に行政と市民や NPO 等が一体となった協働の行政運営を目指していく必要がある。

②財政の状況

平成26年度の普通会計の決算額は、歳入301億146万2千円、歳出289億7,576万9千円で、実質収支は10億3,920万円となっている。合併後財政健全化に向けた行財政改革の取組や中期財政計画に基づいた財政運営により、財政構造の弾力性を示す経常収支比率や実質公債費比率などの財政指標でやや好転の状況となった。

しかしながら、地方税の歳入に占める割合は12.6%しかなく、地方税を含めた自主財源比率にいたっては20%程度の非常に脆弱な財政基盤となっており、他方で地方交付税は歳入全体の44.6%とほぼ2分の1を占め、地方交付税への依存度が極めて高い状況の中、平成28年度から普通交付税の合併特例措置の段階的縮減が始まり、以降5箇年で急激な歳入の減が見込まれている。

歳出については、合併特例措置期間終了後の普通交付税の歳入減を見据え、可能な限り緩やかな予算規模の計画的縮減を図ってきた。また、将来の財政負担を少なくするために、公債費の縮減や財政調整基金等の積み増しを進めている。

地域経済においては、企業の設備投資や雇用情勢が改善しつつあるものの、未だに確かな景気回復が実感できない状況で、国・地方を通じた巨額の財政赤字などの影響により、今後の財政運営は今まで以上に厳しさを増すものと予想される。

そのため、今後も中期財政計画等に基づき、限られた財源を有効に活用しながら事業の重点化等を図り、合併特例措置期間終了後を見据え、より一層健全で計画的な財政運営に取り組んでいかなければならない。

表1-2(1) 財政の状況

(単位:千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成26年度
歳入総額 A	28,223,788	27,217,366	30,816,128	30,101,462
一般財源	17,620,528	15,255,183	18,201,629	20,073,162
国庫支出金	1,799,106	1,547,615	4,302,331	3,714,722
都道府県支出金	2,537,106	1,680,898	2,213,985	3,349,079
地方債	3,301,600	3,889,900	3,019,300	2,650,800
うち過疎債	385,400	760,500	512,400	330,100
その他	2,965,448	4,843,770	3,078,883	313,699
歳出総額 B	27,432,081	26,316,446	29,323,445	28,975,769
義務的経費	10,943,068	11,037,109	13,812,781	13,905,968
投資的経費	7,476,562	4,375,066	4,629,874	4,726,556
うち普通建設事業	6,753,708	4,335,150	4,592,951	4,635,795
その他	9,012,451	10,904,271	10,880,790	10,343,245
過疎対策事業費	2,229,404	780,253	691,586	492,148
歳入歳出差引額 C=(A-B)	791,707	900,920	1,492,683	1,125,693
翌年度へ繰越すべき財源 D	179,369	189,040	520,245	86,493
実質収支 C-D	612,338	711,880	972,438	1,039,200
財政力指数	0.23	0.27	0.29	0.27
公債費負担比率	15.0%	18.3%	21.6%	19.3%
実質公債費比率	-	11.3%	13.7%	6.7%
起債制限比率	8.4%	9.8%	-	-
経常収支比率	76.8%	89.9%	82.9%	80.7%
将来負担比率	-	54.1%	18.8%	-
地方債残高	27,421,744	31,770,150	29,490,315	23,517,076

資料：地方財政状況調査（総務省自治財政局財務調査課）

※実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用。

③公共施設等の整備状況

本市の主要な公共施設の整備状況については、以下のとおりである。

市道（平成26年度末現在）については、改良率34.6%、舗装率86.4%となっているが、県平均を下回っており、引き続き整備が必要である。農林道についても、これまで国庫補助事業や市単独事業にて整備してきたが、農林業の振興のため、今後も継続して整備を推進していく。

水道施設（平成26年度末現在）については、上水道4か所、簡易水道20か所、専用水道4か所、飲料水供給施設12か所（公営1、その他11）を整備し、水の安定供給に努めている。しかしながら、未普及地区の整備や、新たな水源の確保が課題となっている。

下水道施設については、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業などにより整備を進めている。しかしながら、整備が遅れている地域も多く、河川や海の水質汚染が懸念されている。生活環境の向上や豊かな自然環境を保全するため、今後も整備を推進していく必要がある。

本市には、病院4施設、一般診療所33施設、歯科診療所21施設の医療機関がある。なお、公立の医療機関としては、公立新小浜病院が管内の地域医療の中核を担っているが、神経内科、整形外科、呼吸器内科等の常勤医師の確保が大変厳しい状況である。

今後の公共施設の整備にあたっては、地域間のバランスや市民生活への影響などを考慮した統合整備について逐次検討していく。また、新たな施設を整備する際は、財政状況を考慮するとともに、既存施設の有効活用を図るなど、効率的な整備に努めていく。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末	平成26 年度末
市町村道							
改良率（%）	—	—	—	25.2	33.2	34.3	34.6
舗装率（%）	—	—	—	84.5	86.1	86.4	86.4
農道							
延長（m）				136,452	138,722	143,775	143,775
耕地1ha当たり農道延長（m）	—	—	—	18.2	—	—	—
林道							
延長（m）				63,022	54,029	54,109	54,109
林野1ha当たり林道延長（m）	—	—	—	10.6	—	—	—
水道普及率（%）	—	—	—	96.2	93.6	93.9	93.8
水洗化率（%）	—	—	—	19.2	44.4	50.4	52.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）	—	—	—	18.7	17.6	17.4	17.4

資料：公共施設状況調（雲仙市）

(4) 地域の自立促進の基本方針

雲仙市総合計画は、本市の市政運営の基本となるものであり、また、本市の将来の発展に向けて、市民と行政が一体となって、地域特性を活かしながら、新しい時代にふさわしい活力と魅力あるまちづくりに取り組むための、市政の総合的な経営指針となるものである。本過疎地域自立促進計画は、「雲仙市総合計画」の下位計画として位置づけ、さらには「長崎県過疎地域自立促進方針」などとの整合性を勘案しながら、各種施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、真に豊かで魅力あるまちづくりと活力ある生き生きとした市民生活の実現を目指すこととする。なお、雲仙市基本構想に掲げる将来像及び基本方針等は次のとおりである。

1. 雲仙市の将来像

豊かな大地・輝く海と ふれあう人々で築く たくましい郷土

～雲仙・山麓「食」、「遊」、「快」のくにづくり～

〔将来像の考え方〕

キーワード1：豊かな大地・輝く海

◆肥沃な大地、宝の海は雲仙市のシンボルであり、人々の誇り

本市は、恵まれた気候・土壌により、多様な産地が形成され、農産・園芸・畜産のバランスのとれた農業が展開されている。また、雲仙は、古くより霊場、湯治場として知られ、早くから外国人への門戸が開かれたリゾート地として栄えるとともに、我が国最初の国立公園として全国的にも有名である。一方、有明海、橘湾の2つの海は、この地域を両側から包み込み、海の幸の恵みと優れた景観をもたらしている。また、有明海を通じて対岸熊本地域との交流も古くから行われてきた。

この雲仙及び麓に広がる肥沃な大地、2つの海は、これからも本市のシンボルであり、かつ、発展の礎として大切に育てていかなければならない。

キーワード2：ふれあう人々

◆地域を越え、世代を超えた人々の交流は、雲仙市発展の原動力

融和と協調の下に旧町を越え人々が活発に交流することは、本市の地域の産業、文化の力強い発展に必要である。また、人口流出による少子高齢化の進行は、本市にとって深刻な問題であるが、ここには都会では失われつつある地域の絆、家族の絆が強く残っている。世代を超えたふれあいは、人々を元気にし、地域の歴史、文化、風土を次世代に残すことができる。人々のふれあいは、新しいまちづくりの原点であり、原動力である。

キーワード3：たくましい郷土づくり

◆雲仙市の地域力、人材力を結集し、時代を見据えた魅力ある郷土づくり

本市の基幹産業である農水産業、観光を核とした力強い産業を発展させ、雇用を確保し、人口を定着させること、高齢者が安心して生きがいを持って暮らすことができること、皆が安全・快適な生活を送ることができることはこの地に住む人々の願いである。このために豊かな自然と歴史、文化、風土に根ざした地域力、そして、地域を越え、世代を超えた人材力を結集し、豊かで魅力ある郷土づくりを目指す。

将来像実現のテーマ：雲仙・山麓「食」、「遊」、「快」のくにづくり

◆地域特性を最大限発揮し、地域間競争に勝ち抜く

①「食」のくにづくり

本市は県内有数の農業地帯であり、そこで生産される多様な農産物と有明海・橘湾から獲れる水産物の豊富さは、本市の特徴の一つである。しかしながら、海外からの安い農林水産物、加工品の流入、安全基準の強化等、農林水産業を巡る環境は厳しいものがある。本市では、豊かな海の幸、山の幸の恵みを最大限活用しながら、ブランドの確立、流通対策、観光産業と結びつけた農林水産業振興等に積極的に取り組み、地域固有の食文化や食育の推進と併せ、地域をアピールする安全でおいしい「食」のくにづくりを目指す。

②「遊」のくにづくり

本市には、リゾート地として有名な雲仙・豊富な湯量を誇る小浜の温泉地のほか、神代小路の歴史的街なみや数々の史跡、紅葉や霧氷などの四季の彩り、白砂青松の千々石海岸や棚田等の自然景観、国見のサッカー、伝統の技や味、それを継承する人々など、多彩な資源や素材を有している。本市では、これら地域の特性や資源を十分に活用し、連携させながら、多様化する観光ニーズに対応した新しい観光創出に取り組み、雲仙市全体を人々が集い交流する拠点とする「遊」のくにづくりを目指す。

③「快」のくにづくり

市民一人ひとりが「愉快地、快適に、こちよく」生活することができ、また、訪れる人々もこの地域の「住みやすさ、豊かさ」を実感できる郷土づくりを目指す。生活基盤の整備とともに、市民の地域活動の活性化や余暇活動の充実など、心豊かに快適な生活ができる「快」の空間を創出し、潤いのある新たな地域の魅力を創り出すことで、交流人口及び定住人口の増加を図り、賑わいあふれる「快」のくにづくりを目指す。

2. 将来像実現化のための基本方針

基本方針1：みんなで作るまちづくり

- ・本市のまちづくりは、市民が主役となり、交流し、行政への積極的な参加と連携を深めながら、市民と行政がそれぞれの特性を活かし、協力して社会的課題の解決にあたる、「協働のまちづくり」を進めていく必要がある。そのために、行政は各種情

報を積極的に提供するとともに、健全で計画性のある財政運営と効率的な行政運営に努め、住民サービスの向上を図らなければならない。また、人権を尊重し、男女がともに社会に参画できる環境づくりも必要である。

- ・ボランティア・NPO等支援、市民参加の仕組みづくり、人権尊重・男女共同参画社会づくり、健全で開かれた行財政運営に積極的に取り組む。

基本方針2：快適で住みよい暮らしづくり

- ・市民一人ひとりが豊かさを実感し、安心・安全・快適な市民生活を送ることのできる環境づくりが必要である。また、この地域の産業、観光、生活に密接に関わる自然環境を大切に守り、次代に継承しなければならない。
- ・下水処理施設等の整備による生活環境の向上、防災まちづくり、公共交通網の充実、市道などの新設・改良・舗装等による市内道路網の整備、距離を克服するICT等による情報連絡網の整備に取り組む。また、開発にあたっては自然環境との調和を保つよう努める。

基本方針3：笑顔いっぱいの健康と福祉づくり

- ・誰もが心身共に健康で明るく元気に暮らすことができるために地域保健・医療・福祉を充実させる必要がある。また、進展する高齢化に対応するために、誰もが生きがいとともに安心して暮らせる環境づくりが必要であり、援助を要する人には、各種支援制度と相互扶助や連帯に支えられた平等な社会づくりが必要である。
- ・地域保健・医療、健康づくり事業を推進し、高齢者福祉、障害者福祉などの福祉等に積極的に取り組む。また、市民の理解や参画を促進し、みんなで支えあう地域福祉の推進に努める。

基本方針4：力強い産業と仕事づくり

- ・定住人口の増加を図り、地域を活性化させるためには、地域経済を発展させ、若者等に多様な就業の機会を創り出すことが必要不可欠である。このためには、地域の基幹産業である農林水産業を時代の流れに対応し力強く発展させ、担い手を育成するとともに、その他の産業についても雇用機会の拡大を目指した事業所の育成支援、新規雇用を生み出す企業誘致に取り組む必要がある。
- ・農林業については、安定した生産体制の確立や高付加価値化など、さらに競争力のある産業として定着させ、水産業の振興については、栽培漁業・養殖漁業、資源管理型漁業を中心に取り組む。また、魅力ある商工業の振興とともに、豊富な水資源や農産物などの本市の特色を活かした企業誘致や産業創出に取り組み、市内の雇用創出を図る。

基本方針5：新しい観光・交流による活力づくり

- 本市は、全国的にも有名な雲仙温泉、小浜温泉を有し、有明海、橘湾等の優れた景観を備えている。また市内には観光資源としての素晴らしい地域資源が点在している。本市では、これらの地域資源を最大限に活用しながら、市全体で観光・交流に取り組み、地域経済を大きく活性化させる必要がある。
- 従来型の観光に加え、農漁業等の体験型観光、スポーツ交流や合宿、保養・療養などの滞在型観光等にも積極的に取り組む。また、他地域との交流・連携をさらに強化するとともに、交流軸となる主要基幹道の整備促進に努める。

基本方針6：明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり

- 子どもを産み、育てやすい環境をつくり、本市の将来を託す「生きる力」を持った子どもを育て、市民一人ひとりが生涯にわたり自己実現を図るため、教養向上、学習の機会を提供することは本市の人づくりに必要なことである。さらに、地域の歴史、文化、風土を大切にしながら次代に継承し、特色を備えた誇りあるふるさとづくりに取り組む必要がある。
- 健やかな子育てができる環境づくりに取り組むとともに充実した教育により個性豊かでたくましい人間性を育み、市民の生涯学習、スポーツ・余暇活動を充実させ地域を支える人づくりに取り組む。

(5) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とする。

2. 産業の振興

(1) 産業振興の方針

地域の振興を図るためには、地域経済を活性化させ、若者等に多様な就業の機会を創り出すことが必要不可欠である。このためには、地域の基幹産業である農林水産業を時代の流れに対応し、持続可能な産業に発展させるため担い手を育成する。また、多様な分野への波及効果が大きい観光産業は、本市の重要な産業の一つである。地域資源を活かした体験型観光や本市の強みを最大限活かした観光振興に取り組む。その他の産業についても雇用機会の拡大を目指した事業所の育成支援、新規雇用を生み出す企業誘致に取り組む必要がある。

(2) 農林水産業の振興

農業の効率化と安定した経営のための生産基盤の整備を促進するとともに、生産組織、認定農業者などの担い手の育成に努め、また、基盤整備の際は、環境に配慮した施工を行い、環境への負荷を軽減するため環境保全型農業を推進する。

林業については、森林は林産物を供給するだけでなく、自然環境や国土の保全、自然災害の防止などといった多面的機能を有しており、このような機能の発揮を要望する声も高まっているため、林産物の生産性のみならず、多面的機能へ配慮した森林の活用を行っていかねばならない。

水産業については、限りある水産資源を、守り育てる漁業を促進するため、栽培漁業や養殖漁業の振興に取り組む。また、漁業従事者の高齢化や後継者不足の対策として、担い手の育成に取り組むとともに、水産物の地産地消等の推進や漁場環境の改善にも取り組む。

(3) 地場産業の振興

地場企業の育成については、優れた事業計画を持って新たに事業を起こしたい、または経営改革を行いたいという個人や中小企業等を対象に、事業に係る経費を支援する制度を構築し、また、地場産業の育成と雇用創出が図られるよう市内農林漁業者と中小企業者等、異業種間の連携による新たな事業に対して支援する制度の構築により、産業の活性化と新事業の展開による雇用の創出を図る。

農林水産物の輸入増加や他産地との価格競争に対応するため、安心・安全性はもちろん、加工や品質向上などの高付加価値化を推進し、他地域の同一産物との差別化を図る。また、地元事業者と連携したバイヤー等へのセールスや県が東京都に出店するアンテナショップ等の活用による販路開拓や、全国に誇れる産物を「雲仙ブランド」「うんぜん逸品」として認定・PRし、高品質商品としての有利販売による地場産業の経営の安定を図り、ひいては本市の知名度向上とイメージアップを目指す。

(4) 企業の誘致対策

平成 25 年 12 月に策定した企業立地推進方針に基づき、重点産業を明確にし地域の特性に合った業種にターゲットを絞るなど効率的な誘致活動を行うとともに、県や関係機関等と連携した誘致体制の強化、情報の収集に努め、企業の立地を支援する独自の優遇制度等の整備を図る。また、人材の育成にも積極的に取り組む。

(5) 起業の促進

県や市商工会、日本政策金融公庫長崎支店の創業支援事業者をはじめ、地域金融機関と連携し、創業支援連携会議等を開催する。

また、創業・起業の希望者に対し、それぞれの役割を活かしながら、本市の状況・特性にあった創業、第二創業の推進を図る。

エネルギー分野については、平成 27 年度に策定する環境省の「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プランを基に、共通の地域課題を抱える島原半島 3 市（雲仙市・島原市・南島原市）が協働することで、エネルギー・人・自然・資本等の半島が有する豊富な未利用資源を活用した産業の創出、振興を図る。

(6) 商工業の振興

各種制度の活用により、商工会等を中心とした商店等の自発的・魅力的な取組への積極的な協力と支援、また、融資制度の創設・活用による経営の安定化、商品や技術の開発、情報機器を活用した広告などの商工業活動の支援を行い、市内商工業全般の活性化を図る。

(7) 観光及びレクリエーションの方向と施策

島原半島は、年間 700 万人以上の観光客が訪れる本県を代表する観光地である。

その中でも本市は、小浜温泉、雲仙温泉といった温泉地や、雲仙天草国立公園に代表される豊かで優れた自然環境、歴史文化遺産などの豊富な観光資源を有する基幹的地位にある。

島原半島ユネスコ世界ジオパークや、世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を活用した半島全域を結ぶ周遊型観光ルートの開発や農林水産業とも連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムへの取組を進め、交流人口の拡大と体験、滞在型観光の定着を促進する。

また、上記施策を推進する上で、中核となるホテル・旅館については地震等による建築物の倒壊等の被害軽減を図る。

(ア) 現況と問題点

(農業)

本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足により農家数が減少してきている。このため、農業生産性の向上と経営の安定化を図るため、農業生産基盤の整備をはじめ、生産組織や認定農業者などの担い手の育成、環境にやさしい農業の振興などに取り組んできたが依然として厳しい状況におかれている。

また、国は、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、特に、担い手育成を柱とした経営所得安定対策等大綱を決定し、望ましい農業構造の確立を目指した農政改革を実施していくこととしており、本市としても、こうした動向を踏まえ、地域の特色を最大限に活かした農業の活性化を図っていくとともに、豊かで魅力ある農業及び農村の振興に向けた、より一層の取組が重要である。

このため、担い手の育成、農業生産基盤の整備、農産物の安定供給、販路拡大などの対

策を促進し、本市における農業・農村の振興を図る必要がある。

表2-1 (1) 農家数、農家人口、農業就業人口の推移

(単位:戸、人)

	農家数		農家人口	農業就業人口
	自給的農家	販売農家		
平成2年	5,352	832	25,628	10,634
平成7年	4,789	698	22,488	8,855
平成12年	4,484	775	20,645	7,823
平成17年	4,396	1,055	18,872	7,049
平成22年	4,020	1,084	12,586	5,562

資料：世界農林業センサス・農業センサス

注) 農業就業人口は、平成2年は16歳以上、平成7年以降は15歳以上

表2-1 (2) 耕地面積の推移

(単位:ha)

	総農家 経営耕地 面積	うち販売農家の経営耕地面積			
		計	田	畑	樹園地
平成2年	5,059	4,902	2,127	2,306	469
平成7年	4,663	4,532	2,033	2,185	314
平成12年	4,458	4,310	1,960	2,100	250
平成17年	4,298	4,101	1,850	2,097	154
平成22年	4,174	3,971	1,757	2,087	127

資料：農業センサス

注) 経営耕地面積は四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

(林業)

本市の森林面積は、10,338haで市の総面積の約50%を占めており、木材生産だけでなく、水源かん養、土砂流出防備や地球温暖化の防止など、多くの公益的機能を有し、安全で快適な生活を維持するための重要な基盤である。

本市の森林面積の約7割がスギ・ヒノキの人工林であり、適切な管理が必要であるが、森林所有者の多くが零細な所有規模のため、森林施業の集約化が進まず、施業の効率化が妨げられている現状と、長期間にわたる木材価格の低迷等により、間伐等の十分な手入れが行き届かず、森林の持つ公益的機能を低下させ、市民生活に影響を及ぼすことが懸念されている。

また、効率的な木材生産における取組、木材の流通体制の整備や木材利用体制の確保は不十分であるため、本市における森林・林業を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

このため、適切な管理を行い、健全な森林に育てていくとともに、木材の安定供給体制の構築と間伐材利用を促進し、本市における森林・林業の再生を図る必要がある。

表2-2(1) 保有山林面積規模別林家数

(単位:戸)

	総数	1~3 ha	3~5 ha	5~10 ha	10~50 ha	50 ha以上
平成17年	696	575	79	32	9	1
平成22年	644	524	76	32	11	1

資料：世界農業センサス

表2-2(2) 所有形態別森林面積

(単位:ha)

	総土地	森林 総数	国有林					民有林							私有林 総数	
			国 総数	林野庁所管			その他 省庁	総数	公有林				財産区 有林	学校林		
				総数	国有林	官行 造林地			総数	県営林	県有地	市町 営林				市町 有地
県総数	410,588	241,656	24,208	23,746	215,732	2,173	463	217,448	27,708	5,582	879	18,935	1,110	969	233	189,740
雲仙市	20,692	10,338	3,777	3,777	3,777	-	-	6,561	1,332	178	52	1,069	29	-	4	5,229

資料：平成25年度長崎県の森林・林業統計

注) 四捨五入のため、計と内訳が一致しない場合がある。

表2-2(3) 民有林の樹種別森林資源

(単位:ha)

	総数	人工林			天然林			竹林	無木立地	
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹		未立木地	伐採跡地
県総数	217,448	91,127	89,569	1,558	114,593	2,067	112,525	3,201	8,485	42
雲仙市	6,561	4,564	4,501	64	1,727	50	1,678	49	221	0

資料：平成25年度長崎県の森林・林業統計

注) 四捨五入のため、計と内訳が一致しない場合がある。

表2-2(4) 民有林の林種別森林資源

(単位:ha)

	総数	針葉樹					広葉樹
		総数	すぎ	ひのき	まつ	その他 針葉樹	
県総数	205,720	91,637	28,880	59,391	3,056	309	114,083
雲仙市	6,292	4,550	1,311	3,166	66	8	1,741

資料：平成25年度長崎県の森林・林業統計

注) 四捨五入のため、計と内訳が一致しない場合がある。

(水産業)

本市の水産業は、地形や海況特性が異なる橘湾と有明海で展開され、橘湾沿岸では、主な漁業種類として、カタクチイワシを対象とする中・小型まき網や小型底びき網、刺し網等の漁業が営まれているほか、静穏域ではハマチ・トラフグ・マダイ等の魚類養殖業が行われている。

また、有明海沿岸の漁業種類は、主に刺し網、流し網、1本釣りが営まれているほか、カキ・ノリの養殖も行われている。

しかし、水産資源の減少や魚価の低迷、漁業就業者の高齢化と後継者不足などで漁業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このため、水産資源の維持増大、資源管理型漁業の展開、経営基盤の安定対策、新規就業者対策などの対策を促進し、本市における水産業の振興を目指していく必要がある。

表2-3(1) 漁業就業者数、漁業経営体数の推移

	漁業就業者数 (人)	漁業経営体数 (経営体)
平成5年	806	456
平成10年	663	353
平成15年	539	319
平成20年	476	231
平成25年	357	192

資料：漁業センサス

表2-3(2) 海面漁業・養殖業生産量の推移

(単位:トン)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
海面漁業	8,073	8,511	6,953	5,769	5,601	2,923	2,444
海面養殖業	1,026	898	804	789	721	817	592
合計	9,099	9,409	7,757	6,558	6,322	3,740	3,036

資料：農林水産統計年報値

表2-3(3) 海面漁業地域別漁種別生産量の推移

(単位:トン)

	合計	魚 類														えび類	かに類	貝類	いか類	たこ類	うに類	その他の水産動物類	海藻類
		まぐろ類	かじき類	かつお類	いわし類	あじ・さば類	さんま	ぶり類	ひらめ	かれい類	たい類	すずき類	ふぐ類	その他の魚類									
平成22年	6,953	6,766	13	249	60	2,529	98	3,099	4	8	8	26	7	2	663	13	39	51	40	18	5	11	10
平成23年	5,627	5,420	33	165	43	1,993	221	2,238	3	8	8	30	7	2	669	28	29	39	34	16	2	14	45
平成24年	2,923	2,715	11	29	16	2,137	54	—	3	8	4	14	6	2	431	11	43	51	34	16	1	20	32
平成25年	2,444	2,328	5	61	25	1,643	66	—	5	7	4	16	6	2	398	11	61	14	31	13	7	24	45

資料：農林水産統計年報値

(地場産業)

本市の農林水産物は、これまでは生産量が重視され、他地域の産物との優位性が目立たず、販売面では、販売価格が常に海外からの輸入品や、他産地との価格競争により、市場に大きく左右され、経営を不安定にする大きな要因となっている。また、近年消費者の食の安心・安全への関心が高まるなど、消費者ニーズにあった安全・安心な商品づくりが求められており、これまでの生産性重視から質を高める取組への転換が必要となっている。

また、産業全体の活性化を図るため、異業種間の連携等による新事業・新産業の創出の可能性を模索する必要がある。

(企業誘致)

人口減少が進む本市にとって、雇用の場を創出し、定住人口の増加を図ることは、最も重要な課題のひとつである。しかし、本市は、半島地域という地理的に不利な条件と併せて、経済状況の悪化等により、農工法の地域指定や工業団地造成などの誘致対策も、十分な成果が上がっていない状況である。

(起業の促進)

本市においては、市民が集まる中心市街地や、事業所が集積した地区がなく、創業・起業をイメージしにくい現状である。また、少子高齢化の進展や若年者の流出により、合併当時 49,998 人程度であった人口が 5.5%減少し、また、地元商工業者のほとんどが加入している商工会員数も合併当時は 1,430 社ほどあったが、13.8%減少している状況である。

このため、創業支援の施策や支援窓口の設置を促進する必要がある。

本市における豊富な地熱などの自然資源のもつ再生可能エネルギーは未利用のままである。これらの再生可能エネルギー関連事業の起業を誘引し、雇用拡大を図る必要がある。

(商工業)

郊外への大型店舗等の進出は、市内の新たな顧客の流れをつくり、これに伴い個人商店の廃業や国道沿線への出店が進み、地域住民の身近で日常的な購買活動の拠点としての商店街の機能が低下している。また、地域の雑貨店等の廃業は、自家用車等の交通手段のない人たちの生活に大きな影響を与えている。

本市の商業の状況(平成 24 年)は、卸売業では事業所数 85 事業所、従業者数 540 人、年間商品販売額 117 億 100 万円、小売業では事業所数 431 事業所、従業者数 1,797 人、年間商品販売額は 226 億 1,400 万円となっているが、卸売業、小売業の平成 19 年と 24 年を比較すると、卸売業では、従業者は増加しているものの、年間商品販売額では 26.0%の減、小売業では、事業所数 27.3%減、従業者数 30.1%減、年間商品販売額 26.0%減ということではいずれも大幅な減少状況にある。

また本市の工業は、食品製造業、金属製品製造業、繊維製品製造業が主なものであり、平成 25 年で、事業所数 69 事業所、従業者数 2,120 人、製造品出荷額等 231 億 8,200 万円となっている。平成 24 年と 25 年を比較すると、事業所数 2.8%減、従業者数 1.1%減、製造品出荷額等は、7.2%減となっている。

このため、魅力ある商店街の形成や地域資源を活かした製造業における生産性、収益性の向上を促進する取組が必要である。

表 2-4 (1) 卸売業、小売業の状況

(単位:事業所、人、百万円)

	卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額
平成 3 年	118	508	14,672	906	2,904	34,036
平成 6 年	121	790	18,765	789	2,601	31,493
平成 9 年	89	592	17,698	775	2,599	33,844
平成 11 年	116	749	17,448	781	2,957	36,691
平成 14 年	100	674	17,007	715	2,992	34,180
平成 16 年	122	662	17,871	631	2,618	32,602
平成 19 年	92	484	16,520	593	2,574	30,563
平成 24 年	85	540	11,701	431	1,797	22,614

資料：商業統計調査

注) 平成 11 年調査で事業所の補足を行ったため、平成 9 年以前とは接続しない。

表2-4 (2) 工業の状況（従業者4人以上の事業所）

（単位：事業所、人、百万円）

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成16年	93	2,322	22,324
平成17年	95	2,271	21,822
平成18年	87	2,259	22,573
平成19年	80	2,400	24,697
平成20年	90	2,248	25,357
平成21年	85	2,233	24,236
平成22年	81	2,159	22,249
平成23年	80	2,046	23,767
平成24年	71	2,144	24,975
平成25年	69	2,120	23,182

資料：工業統計調査

（観光・レクリエーション）

本市は、雲仙温泉、小浜温泉という泉質の異なる2つの温泉地を有し、海・山の自然景観にも恵まれた県内有数の観光地として観光関連産業が発達してきた。

平成22年に、日本一長い足湯「ほっとふっと105」が小浜温泉にでき、また、平成新山を間近に見られる新登山道も整備され、多くの登山客に利用されている。

市観光統計によると本市の平成26年の観光客延べ数は、約362万9千人を記録し、平成24年から3年連続増加している。しかし、日帰り客が約7割を占め、観光客の滞在時間を延ばして、いかに宿泊客を増やしていくかが今後の課題である。また、観光資源の磨き上げや交通アクセスの向上、団体旅行から個人客へのターゲット転換等の対策が急務となっている。

また、ハード面については、不特定多数の方が利用するホテル・旅館の耐震化を進めていく必要がある。

表2-5 (1) 観光客数（延数）の推移

（単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
国見町	276,634	262,020	280,460	322,932	361,357	272,294	231,385	264,856	295,790	489,682
瑞穂町	117,182	117,161	116,868	113,250	103,336	96,560	86,560	90,022	89,230	146,477
吾妻町	49,714	46,015	47,135	46,560	44,738	25,922	41,172	39,393	37,166	82,148
愛野町	682,891	660,390	637,510	606,690	575,121	547,217	521,653	497,181	473,561	455,115
千々石町	280,637	245,928	243,646	255,146	258,048	251,561	275,221	256,160	270,423	248,298
小浜町	2,415,509	2,221,900	2,465,426	2,541,279	2,685,168	2,770,648	2,296,495	2,313,033	2,355,436	2,205,505
南串山町	880	980	1,080	1,075	1,030	491	634	707	724	1,663
雲仙市計	3,823,447	3,554,394	3,792,125	3,886,932	4,028,798	3,964,693	3,453,120	3,461,352	3,522,330	3,628,888

資料：長崎県観光統計

表2-5 (2) 観光消費額の推移

（単位：千円）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
雲仙市計	26,947,571	25,375,814	27,037,282	27,091,578	27,105,596	30,735,317	27,216,028	27,190,606	27,809,151	27,981,856

資料：長崎県観光統計

(イ) その対策

(農業)

担い手の確保・育成と経営支援、集落営農組織の育成と法人化支援を行い、農家の経営力を高める。

担い手の確保・育成と経営支援は認定農業者の資質向上、農業経営改善計画の達成支援を行い、認定農業者の育成と地域内連携による多様な生産者育成支援として、規模拡大に向けた農業労働力の確保、女性農業者や高齢農業者の活動環境整備を推進するとともに、新規就農者や参入者への支援や新規就農基準者の創設による育成・確保を推進する。

集落営農組織の育成と法人化支援は、「人・農地プラン」の作成とともに、話し合い支援、集落営農等の組織化支援、農業経営の法人化の支援を推進する。

畑地のほ場区画の整理などの農業生産基盤整備を進め、大型農業用機械の導入による農業の生産性向上を図る。

労力の低減、品質の向上、生産コストの縮減を図るため、農業生産基盤整備と一体的に、大型農業用機械や集出荷施設の整備、農地の有効利用のほか、環境にやさしい農業生産を活かしたブランド化や、情報技術、労力の低減につながる農業用機械や農業用施設の導入、省エネルギー化、和牛主体の肉用子牛の生産拡大及び優良な乳用後継雌牛の確保等の多様な生産技術を活用し、生産力を高めていく。

農業用ため池やかんがい施設等の整備に努め、農業用水の適正な管理をすることで、洪水時等の適正な用水管理と地域の治水を図る。

(林業)

林業の中心的役割を担う森林組合の組織の充実を図るとともに、林業就業者等の確保に努める。

意欲ある林業事業者が森林施業の集約化による森林経営を推進するため、森林所有者と林業事業者との間で長期受委託契約の締結を促進し、森林経営計画策定と施業の実施を一体的に取り組むことができる体制づくりを支援する。

間伐の必要な森林が多く存在している現状を踏まえ、県・森林組合等と連携し、森林所有者に対して森林経営計画や各種補助制度などの情報の収集・伝達に努め、間伐を中心とした森林整備を推進する。

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させつつ、森林資源を有効に活用する利用間伐の実施を重点的に推進する。

森林の整備や木材資源の搬出には、路網の整備が不可欠であり、特に高性能林業機械等を活用した効率的な木材搬出を行うためには、路網の整備が前提となるので、施業の集約化の促進や高性能林業機械の導入を推進するとともに、簡易で耐久性のある路網の開設を推進する。

(水産業)

漁業後継者の育成と新規漁業就業者の支援、漁業経営の安定化を進め、経営力を高める。

漁業者の研修活動を通じ、地域に集積した漁業の技術や高齢漁業者の長年培った豊かな知識や経験を伝承し、水産業を担う漁業後継者の育成を促進する。

意欲のある漁業後継者を確保・育成するため、国の支援制度の活用を検討するなど助成制度の整備を図る。

水産業の成長産業化を図るため、「浜の活力再生プラン」に基づき、浜ごとの特性・資源状況等を踏まえ、地域の活力の再生を図る。

水産物の安定的な水揚げと、漁業者が安全に漁業活動できる基盤づくりや漁業資源の安定確保を目指して、魚礁の設置、漁港、増殖場及び養殖場の整備を促進する。

漁船の省エネ・省コスト化や新たな漁法等の導入により、漁業の生産性・収益性を向上させる取組を推進するため、各種事業の活用や漁業近代化資金の借入に対する負担軽減を図るなど、新たな助成制度の創出を図る。

水産資源の回復を図るため、海域特性に合った魚種の種苗放流や放流時期、放流サイズにより、放流効果を高め、水産資源の維持・回復を行っていく。

(地場産業)

「雲仙ブランド」「うんぜん逸品」の認証制度を確立し、商品の特性や安全性をもとに独自のブランド化に取り組み、販売戦略の支援とともに、本市の優れた農林水産物・商工製品の品質や特性等を積極的にアピールしながら、全国レベルのブランドになるよう支援していく。

安定した生産体制の確立を図り、国内外市場の動きに対応できる集出荷体制強化の支援を行うとともに、市内旅館・ホテル、学校給食、福祉施設等と連携した地産地消の取組を促進する。

本市の優れた農林水産物を活用した加工品の開発などの高付加価値化、また、観光産業との連携などにも積極的に取り組み、加工、流通、情報、交流等の幅広い分野におけるアグリビジネス創出につなげていく。

産業まつり等の開催や地元事業者と連携したバイヤー等へのセールス、県が東京都へ出店するアンテナショップの活用等により、本市の特産品や観光等効率的なPRを行い、交流人口の増大を図る。

経営改革の支援制度や農商工連携事業などにより、異業種間の連携等の強化や地域資源の活用を図り、新事業・新産業の創出や地場産業の強化・育成等産業の振興につなげる。

(企業誘致)

企業立地推進のための市独自の優遇制度の確立を図るとともに、地元の豊富な農林水産物を活用した食品加工産業等の誘致を図るなど、地域の特性に合った企業の誘致を推進し、地元産業との連携による産業の活性化を図る。

工場等設置奨励金支給事業により、立地した企業に対し雇用奨励等の奨励金を支給し、企業誘致に伴う雇用創出、人口流出への歯止め及び地域経済の活性化を図る。

本市の有する地域資源を活かせる企業の誘致を図るため、各種制度等を活用して、企業が求める人材の育成に努める。

(起業の促進)

創業支援連携会議などを活用し、創業セミナーや相談会を通じ、起業・創業の希望者の掘り起こしを図り、支援機関と連携し継続的な支援を行うことで、起業家の育成を図る。

環境省の「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プランに基づき、島原半島のもつ再生可能エネルギーの特性、スケールに合った事業を検討し、継続的な事業展開が可能な事業者の誘引、起業の発掘を図る。

(商工業)

市内の各商店街がアイデアを出し合い、それぞれの魅力を高めるため、商店街を活性化するための各種イベントや商品券発行などの商店街等が行う活性化事業への積極的な協力と支援を行うとともに、商店街の相互協力や情報交換等を推進し、市内の商店街全体の活性化を目指す。

地域産業ポータルサイトの立ち上げなど、商工会を中心に商店の魅力的な取組の情報や各事業主の営業広告を発信し、商取引の拡大や地域産業の発展を目指す。

企業等の生産性や収益を向上させ、地域経済の活性化を図るため、人材育成のための研修や労働環境改善のための取組などを支援し職場定着率向上や、子育て世代や女性が輝き働きやすい職場の創出を目指す。

(観光・レクリエーション)

市の観光資源である、小浜温泉にある日本一長い足湯「ほっとふっと 105」や雲仙地獄の地熱体感施設、平成新山を間近に見られる新登山道、国重要文化財の神代小路・鍋島邸など、観光素材の磨き上げを進める。

また、フラットハワイアンフェスティバル、ジャカランダフェスタ、雲仙灯の花ぼうろ、観櫻火宴、緋寒桜の郷まつりなどのイベントの支援を行う。

平成 34 年には、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）開業により、大都市圏からの入込客数の増加が期待されることから、その観光客に島原半島地域を周遊してもらえよう、官民が一体となって、2次交通アクセスや周遊ルートの整備を進める。

外国人観光客の増加を見据えた、多言語案内板や Wi-Fi 等の受け入れ体制を整備し、また、九州広域観光周遊ルート等を活用した周遊を促進する。

世界的に貴重な地質遺産をはじめ、温泉や湧水、自然、歴史文化、農林水産物など、島原半島の観光資源を重層的に内包する「島原半島ユネスコ世界ジオパーク」について、県内外への積極的な情報発信等を行い、ジオパークの魅力の一層の浸透と観光振興の主軸としての確立を目指す。

雲仙岳を中心に広がる「自然」、泉質の異なる雲仙温泉、小浜温泉、島原温泉の3つの「温泉」、ジオの恵みである豊かな「食」を打ち出したイメージ戦略を打ち出す。

世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を活用し、多くの観光客の方に満足していただくため、キリシタン文化関連遺産や地域資源を組み合わせた魅力的な滞在型の半島全域を結ぶ周遊型観光ルートづくり、案内表示板等の整備、ガイド育成など島原半島が一体となって、世界遺産にふさわしい受入体制を整備する必要がある。

観光客の滞在期間の長時間化や宿泊客の増加を促進するため、海や山の豊かな自然を活かすアクティビティ、農業を活かすグリーンツーリズム、漁業を活かすブルーツーリズム、温泉等の健康素材を活用するヘルスツーリズムなど、魅力ある体験型観光の開発等に取り組む。また、それらを島原半島の新たな楽しみ方として県内外に情報発信し、誘客を促進する。

県内外への情報発信力や訴求力の向上を図るため、「島原半島活性化会議」を中心に、各主体の個別の取組だけでなく、その中心的な役割を担う島原半島観光連盟の組織強化を図り、半島が一体となって情報発信や誘客活動等に取り組む。

ホテル・旅館の所有者に対し、建築物の耐震化等に係る情報提供や相談業務を行い、併せて、旅行者ニーズに向けた施設の耐震化に係る支援を行い安全性を確保する。

(ウ) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	基盤整備推進特別対策事業 県等が実施する土地改良事業(農地の区画整理)において使用する石材のうち、 道路、水路及び調整池等に使用するものの購入及び運搬に要する費用に対す る助成金	市	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	愛野 愛津原地区農地整備事業 (区画整理 A=58.2ha、畑かん施設整備 A=58.2ha)	県	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	国見 八斗木地区農地整備事業 (区画整理 A=41.9ha、畑かん施設整備 A=41.9ha)	県	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	吾妻 山田原第2地区農地整備事業 (区画整理 A=53.5ha、畑かん施設整備 A=53.5ha)	県	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	南串山 空池原地区農地整備事業 (区画整理 A=59.9ha、畑かん施設整備 A=59.9ha)	県	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	国見 宮田地区農地整備事業 (区画整理 A=34.8ha、畑かん施設整備 A=34.8ha)	県	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	吾妻 田尻地区排水対策特別事業 (排水路工 L=14.952m、排水機場工 N=2箇所、排水樋門工 N=2箇所)	県	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	愛野・吾妻・千々石 桃山田地区農地整備事業 (区画整理 A=127.5ha、畑かん施設整備 A=127.5ha)	県	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	南串山 岡南部地区農地整備事業 (区画整理 A=55.0ha、畑かん施設整備 A=55.0ha)	県	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	国見 中牟田地区農業用河川工作物応急対策事業 (自動転倒堰 N=1式)	県	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	土地改良施設維持管理適正化事業 老朽化又は埋没等によりその機能が低下した土地改良施設の機能診断を行い、 その結果に基づき改修や浚渫工事を実施し、施設の機能回復による長寿命化を 図るための拠出金減できる。	市	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	耕作放棄地解消基盤整備事業 耕作放棄地の復旧に併せて、区画整理、道路及び水路等の整備を行う。	市	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	農地保全事業 施設の関係者で実施する農林業用道路(新設改良、舗装)、かんがい施設、排 水路及び暗渠排水施設の整備に係る費用に対する補助	各種 団体	
1 産業の振 興	(2) 漁港施設	南串山 赤間漁港海岸高潮対策事業 離岸堤 L=210m	市	
1 産業の振 興	(2) 漁港施設	水産業強化対策事業 車止め L=2,051m	市	
1 産業の振 興	(2) 漁港施設	漁港施設整備事業 臨港道路 L=120m 浮棧橋 N=1基	市	
1 産業の振 興	(2) 漁港施設	漁港施設ストマネ事業 機能保全計画 N=1式	市	
1 産業の振 興	(2) 漁港施設	漁港機能強化事業 機能診断 N=1式	市	
1 産業の振 興	(2) 漁港施設	港湾施設整備事業地元負担金 長崎県が実施する港湾整備事業について、地元負担金を支出。	県	
1 産業の振 興	(8) 観光又はレクリ エーション	県営百花台公園整備事業 県営公園の整備にかかる地元負担金	県	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振 興	(8)観光又はレクリ エーション	雲仙古湯地区街なみ環境整備事業 雲仙古湯商店街周辺地区8.2haの住宅等修景に対する助成、住宅下を流れる水路の移設と併せ周辺を周遊できる空間として整備する。また、区域内の廃ホテルを解体、跡地整備を行う。	個人 及び市	
1 産業の振 興	(8)観光又はレクリ エーション	市道小浜仁田峠循環線改良事業 道路改良 L=8,200m W=5.0m	市	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業 農林水産業に関する市単独補助 (事業の必要性) 本市の足腰の強い農業経営を実現するため (見込まれる効果) 新規就農者の確保はもとより、農業者全体のスキルアップに取り組み、耕作放棄地を解消し、食材の宝庫である本市農業を総合的に支援し、農林水産業の振興が図られる	各種 団体	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	和牛・乳牛保留事業 優良雌子牛を市内に保留することを通じて、系統繁殖により黒毛和牛及び乳用牛の改良を促進するとともに、肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立し、経営の安定を図る。 (事業の必要性) 和牛においては良い子牛を生産するためには、父牛及び母牛の品質、並びに良好な環境が必要である。乳牛については、生産農家が減少する中、乳量の不足を生じてきている。そのため本事業により優良雌子牛を保留し、乳量及び乳質の改善を推進し、生産性の向上を図る必要がある。 (見込まれる効果) 優れた育種価と高い母牛の登録点数により、良質な子牛(将来の母牛)を保留促進させ、遺伝的に良質な子牛が誕生し、高値で販売される。(所得向上) 豊富な乳量をもつ母牛の子牛(将来の母牛)を保留することで、乳量・乳質の改善を図り、乳量が向上する。(所得向上)	農業者	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市和牛生産活性化事業 雲仙市内で肥育事業を行うものに対し、優良な肥育素牛を導入する経費に対して支援し、農家の負担軽減を図る。 (事業の必要性) 肉用牛生産においては、素畜費及び飼料の高騰という状況にあって、繁殖部門と肥育部門が連携しての地域一貫体制による生産活動の促進が望まれている。本事業は、雲仙市内で肥育事業を行うものに対して、優良な肥育素牛を導入する経費に対して支援し、農家の負担軽減を行うよう実施するものであるが、これにより市場等の活性化を図るものであり、優良な子牛を生産する繁殖農家の所得向上のため必要である。 (見込まれる効果) 良質な肉が生産され、今後も雲仙市生まれの牛、雲仙市育ちの牛である「雲仙牛」がブランド化され、所得向上につながる。	農業者	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(畜産) 農林水産業に関する市単独補助 (事業の必要性) 飼料高騰等により支出が増加しているため、施設環境改善のための改修や廃材等使った安価で簡易な畜舎の増設を行うことが出来ない。家畜へのストレス軽減は、出荷量や肉質(乳量)等の向上による価格の向上、悪臭の抑制等に反映されてくるため、家畜にとって快適な環境を確保することが、経営の向上に繋がるため。 (見込まれる効果) 飼養頭羽数の維持・増加を図るほか、所得向上や飼育環境、飼育施設内の環境が改善される。	農業者	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(林業) 農林水産業に関する市単独補助 (事業の必要性) 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるために、荒廃した私有林が増加している現状に対し、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を図るため (見込まれる効果) 私有林へ支援を行うことで、所有者の施業負担が軽減でき、また間伐材の販売により所有者への還元が増えることで間伐施業の促進が期待できる。	各種 団体	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(水産) 農林水産業に関する市単独補助 (事業の必要性) 多様な発想の中での事業展開等を可能とするため、国県事業に当てはまらない ものへ支援する (見込まれる効果) 水産施設の整備などにより水産業の振興が図られる	各種 団体	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	観光振興事業補助金 ・市内各種団体等により実施される、観光振興を目的とした事業へ補助金を支出 し、事業効果を促進させる。 ・また、市内でのコンベンション開催に対して宿泊費に応じた補助金を支出し、誘 致による経済波及効果狙う。 (事業の必要性) 本市への観光客誘客を目的としており、イベントによる誘客は、観光振興による即 効性のある手法であり、必要である。 また、地域間競争が激化する中、開催に伴う宿泊に対しての補助は、誘客にとつ て有効なツールであり、必要である。 (見込まれる効果) イベントで訪れる観光客やコンベンションの開催による宿泊や周遊などにより、観 光消費が生まれ、経済波及効果が期待される。	各種 団体	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市中小企業振興資金 雲仙市内中小企業者に対する融資制度 (事業の必要性) 本年度実施した景況調査による資金繰りについては、厳しい状況にある。そういっ た中、設備については不足していると言う回答が、36%を占めており、設備投資の 潜在需要は高いため、融資制度は必要である。 売上が減少するなど業況が悪化している方、取引金融機関の経営破たんなどに より、資金繰りに困難を来している方、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を 行う方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方など、必要性 は多岐にわたっている。 (見込まれる効果) 市内中小企業の経営安定及び振興発展に資することができる。	市	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市小規模事業経営支援事業費補助金 雲仙市商工会が長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金交付実施要綱に 基づき行う事業について、予算の範囲内において補助を行う。 (事業の必要性) 景気低迷による停滞する小規模事業者が増加しており、その現状打開のため専 門家による経営指導が、必要となっている。 (見込まれる効果) 雲仙市商工会に配置されている経営指導員による経営指導による経営改革、売 り上げ向上など小規模事業者の経営安定が図られる。	雲仙市 商工会	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市産業サポート事業 ①創業・経営改革サポート事業 ②農商工連携サポート事業 (事業の必要性) 創業・経営改革・農商工連携等が実現可能な事業者に対し支援を行い、市内産 業の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営改革 及び異業種の連携による新事業への支援を行い、市内産業の活性化及び健全 な発展を図る。	市	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市商工業活性化推進事業 ①空き店舗活用 ②商店街にぎわい創出 ③創業・第二創業 ④経営改革 (事業の必要性) 地場産業を活性化させるため、中小企業への支援や、空き店舗の活用などの推 進による商店街の活性化を図ることは必要不可欠である。 (見込まれる効果) 市内中小企業の底上げを図り、経営安定及び振興発展に資することができる。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	<p>雲仙市工場等設置奨励金支給事業</p> <p>雲仙市内に企業立地を推進するため、立地企業に対し奨励金を支給する。 (事業の必要性)</p> <p>市民アンケートによる「企業誘致と雇用の創出」の満足度は最下位となっており、市民の期待に応えられていないのが現状。豊富な農林水産資源を活かした産業の振興、企業の立地が求められている。</p> <p>(見込まれる効果)</p> <p>企業立地を推進し、雇用の創出を図ると同時に、豊富な農林水産資源に付加価値をつけ販売することにより、市内経済の活性化と定住の促進を図る</p>	市	

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備の方針

地域公共交通については、地域の人口減少や自家用自動車の普及に伴い日常生活における公共交通機関の利用者が年々減少している状況にあり、公共交通事業者は厳しい経営を強いられている状況にある。

しかし、急速に進む少子高齢化により、今後、交通弱者の通学、通院や買い物など日常生活における交通手段の確保はますます不可欠なものとなってくる。また、本市の観光資源や島原半島の観光資源により今後の交流人口の拡大が期待される所であり、さらには平成 34 年度までに予定されている九州新幹線西九州ルートの開業に向け、観光客のアクセス確保のため、二次交通としての鉄道やバスの充実を推進する必要がある。

このようなことから、生活路線である鉄道、路線バスや乗合タクシーの維持継続を図るとともに、観光客のアクセス向上を図るために、本市と空港やターミナル駅とを結ぶ公共交通網の整備を推進する。

(2) 国道・県道及び市道の整備

全域が均衡の取れた発展を遂げるためには、市内を安全かつ快適に往来できる交通体系の整備が必要であり、市民の生活道路の維持・補修・改良や地域間を結ぶ道路の新設など、市道の計画的な整備を推進する。

また、一般国道 57 号については、現道改良による機能強化の早期実施を要望し、島原道路については、早期整備と早期事業化を要望する。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

農林道についても、農林水産業の振興に寄与するだけでなく、市民生活にも欠くことのできないものであるため、今後も国道、県道及び市道との関連性を考慮し、計画的な整備に努める。

(4) 電気通信施設の整備

情報化については、広域的な市民サービスの向上を図るために、情報提供機能を充実し、市民が情報サービスを受けることができる環境を整えていく。また、情報格差の是正を図るため基礎的インフラとなる光ファイバー等の超高速ブロードバンド環境の整備を図り、市民の利便性に配慮した行政サービスの提供に努める。

(5) 地域間交流の促進

地域を訪れたり、何らかの形で地域とつながりを有する交流人口・機会の増加は、定住による人口増加、地域の雇用の創出、特産品の発見、販路拡大など経済効果をもたらすほか、人的ネットワークの形成により、地域の活性化に寄与するとともに、他地域との交流により地域の貴重な自然や文化の良さに触れ、自らの地域に自信や誇りを持てるなど、得られる効果は大きい。

スポーツやイベント等の開催により、交流人口の拡大と地域の活性化を図るとともに、国際交流をはじめ、都市住民との交流や姉妹都市（友好都市）交流など、地域が地域の個

性・独自性を活かして、他の地域と交流を行うことにより、新たな地域の自立促進を目指す。また、ホームページやSNS等を活用し、本市の情報を市内外へ効果的に情報提供することにより、新たな連帯・連携意識の醸成、情報による地域間交流の推進を図る。

長崎大学等との連携・協力により人材の育成、地域産業の振興、子育てや教育、医療など様々な課題解決を図る。

(ア) 現況と問題点

(交通通信体系)

公共交通については、鉄道と路線バスが主な公共交通機関となっているが、千々石・小浜・南串山地域方面はバス路線のみで、市内を横断するには愛野地域での乗り継ぎが必要となるなど不便な状況であることや、人口減少や自家用自動車の普及などにより、公共交通機関の利用者は年々減少を続けており、路線維持のための利用促進など、市民の身近な足としての公共交通手段の確保が緊急の課題となっている。

また、本市は国立公園雲仙や小浜温泉など豊富な観光資源を有し、観光地へのアクセスや周遊を支える路線バスは重要な役割を果たしている。

鉄道事業においては、線路設備や車両等の老朽化に伴い安全輸送設備等の整備が急務となっている。

海上交通については、国見地域の多比良港と熊本県の長洲港がフェリーで結ばれており、長崎県と熊本県を結ぶ重要な交通手段となっている。

(国道・県道・市道)

本市の道路網は、旧町地域ごとに幹線となる国道へ接続するよう縦断するように整備されており、旧町地域間を横断する道路が少ない状況である。

本市には、平成27年4月1日現在、国道100.0km、県道77.0km、市道1,078.9kmの道路が整備されている。主要道路は、島原半島を一周する一般国道251号、愛野から千々石、小浜及び雲仙を経て島原に至る一般国道57号及び国見から雲仙を経て口之津に至る一般国道389号があり、これを県道、市道が補完している。また、一般国道251号と並行する雲仙グリーンロードも地域の重要な道路となっている。

なお、愛野町から小浜町までの間は幹線道路が一般国道57号のみであり、地域住民の大きな不安材料となっており、幹線道路の整備は悲願となっている。

また、広域的な高速交通体系の整備が進展する中、産業・経済及び観光のルートとして対応できる地域高規格道路島原道路の早期整備に向けて関係機関等と連携した整備の促進が急務となっている。

一般国道251号では、小浜町の木指地区から南島原市加津佐町権田区間において、国道沿いまで高い崖地が迫っており、降雨によるがけ崩れが発生し通行止めとなることが多く道路災害防除対策は急務となっている。

一般国道389号は、多比良港や百花台公園や雲仙などの拠点を結び交流人口の促進などにも期待が出来る道路であり、国見町の多比良バイパス及び国見拡幅と小浜町では坂上下拡幅の早期整備が求められている。一般県道北野千々石線は、挟隘であり、がけ崩れや倒木などで交通遮断となる為、改良整備は必要不可欠となっている。

市道については、平成 27 年 4 月 1 日現在、改良率 34.6%、舗装率 86.4%であるが、地形的要因により急勾配、幅員狭隘な道路も多く、そのような道路では緊急車輛の通行が困難であるほか、歩行者の安全確保も難しく、早急な対応が必要となっている。

(農道、林道及び漁港関連道)

農林道及び漁港関連道については、農林水産業の振興を図るため、これまでも逐次整備を行ってきた。また、本市には広域農道も走っており、市民の生活道としても活用されている。しかしながら、未整備の農道は幅員が狭いため大型機械が通行しにくいなどの問題もあり、引き続き整備が必要となっている。

表 3-1 国道、県道、市道の状況

(単位:m、%)

	国道実延長	県道実延長	市 道				
			実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
国 見 町	-	-	200,925	85,977	42.8%	175,488	87.3%
瑞 穂 町	-	-	135,451	47,271	34.9%	130,749	96.5%
吾 妻 町	-	-	192,760	104,822	54.4%	171,922	89.2%
愛 野 町	-	-	122,251	24,528	20.1%	109,337	89.4%
千 々 石 町	-	-	92,522	43,712	47.2%	86,125	93.1%
小 浜 町	-	-	216,665	37,333	17.2%	157,916	72.9%
南 串 山 町	-	-	118,358	29,247	24.7%	101,159	85.5%
雲 仙 市 計	99,977.0	76,988.0	1,078,932	372,890	34.6%	932,696	86.4%

資料：雲仙市建設整備部監理課調

注) 平成 27 年 4 月 1 日現在

(電気情報通信施設)

本市の公共情報通信網は、自営の光ファイバー網の整備をしており、これにより、行政サービスの高度化と地域経済の活性化が図られている。市民への情報提供、地域産業の活性化、行政の情報化、ICT 活用能力の向上など地域の情報化に一層取り組み、市民生活の利便性の向上や地域の活性化を図る必要がある。しかしながら、本市においては市内全域において住民が利用可能な光ファイバー等の超高速ブロードバンド環境が整備されていないことから、今後も引き続きすべての市民が快適に情報を得られるよう、地域における情報通信の格差是正を進める必要がある。

(地域間交流)

本市は、国内の交流先として、観光姉妹都市である鹿児島県霧島市とイベント等を通じた交流、宮崎県西都市や長崎県大村市等とは、天正遣欧少年使節ゆかりの地としての市内中学生による交流事業を行っている。また、歴史的につながりのある、香川県土庄町と交流に向けた協議等を行っているところである。一方、国際交流としての面では、大韓民国求礼郡と姉妹結縁を結び、相互訪問などを通して国際交流を進めるとともに、市民団体等を海外に派遣し、国際感覚を身につけた人材の育成に取り組んでいる。なお、多面的な国際交流が進むグローバル化の時代にあって、地域の国際化や多文化共生、国際教養が求められる中、国際交流を進めていくには、異文化への理解、国際感覚を育む学びと交流の場、

青少年期から交流の機会を提供することが必要である。

また、本市は、恵まれた自然環境、観光資源等多くの交流素材を有している。これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育等様々な分野で活用していくことが本市の活性化・自立促進には不可欠であり、諸分野での基盤・体制整備を進め、他自治体や大学等との連携を深めながら、人的交流を促進していく必要がある。

(イ) その対策

(交通通信体系)

交通弱者の通学、通院や買い物など日常生活における交通手段を確保するために、また、観光アクセスを確保するため、バス事業者が運行する乗合バスの不採算路線に対して支援を行う。

また、生活交通や観光アクセスにおいて重要な役割を果たす鉄道事業について、安全性の確保に必要な施設設備整備や事業運営維持に必要な経費について支援を行う。

現在、実施している乗合タクシー事業の推進を図り、交通弱者の移動手手段確保に努める。

本市は、一般国道 57 号及び一般国道 251 号、島原鉄道が横断する島原半島の交通結節点であることから、公共交通機関の効率的な連携を図るために、交通ターミナル機能等の整備に努める。

(国道・県道・市道)

国及び県との連携により、基幹道路の整備を促進する。

産業・経済及び観光のルートとして対応できる地域高規格道路島原道路の早期完成及び医療・防災・産業などへ大きく寄与する愛野町から小浜町までの幹線道路の整備や他の国道・県道においても整備に向けて、国や県及び関係機関への働きかけを強化し、建設促進期成会等と連携しながら推進活動を行う。

市民の生活道路については、道路の拡幅や急カーブの改良、老朽化した橋梁や道路側溝・歩道の整備などとともに、道路施設等の長寿命化のため、道路の維持・補修・改良を計画的に実施する。

国道や広域農道への連結道路や地域間を結ぶバイパス道路の新設について、積極的に取り組む。

(農道、林道及び漁港関連道)

農林道などの整備を推進し、通作条件や生産基盤の整備を図る。

(電気情報通信施設)

市内全域において、情報の大容量化、高速化に対応できる光ファイバーなどの超高速ブ

ロードバンド環境の整備を推進し、市民への情報提供、地域産業の活性化、行政の情報化、ICT 活用能力の向上に努めるとともに、地域における情報通信の格差是正を進める。

(地域間交流)

様々な交流事業の展開と相互の連携により、地域の総合的な魅力を引き出し、相乗効果を生み出す基盤づくりを推進する。また、交流事業の成果が他の分野へも波及・発展するよう情報の提供、共有に努め、積極的な交流を展開する。

姉妹都市などとの関係をより友好なものとするため、現在まで進められている交流事業のさらなる充実を図るとともに、民間レベルでの交流の拡大を図る。

海外の姉妹都市との交流や留学生の受け入れ、子どもたちや市民団体の海外派遣事業を行うなど、国際的な視点を持った人づくりを目指す。

本市の豊富な自然環境・伝統的文化をフィールドワークの場として、大学側に認知してもらうことができるよう、積極的に本市の自然環境等を PR していく。

(ウ) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜仁田峠循環線利用適正化事業 ①市道小浜仁田峠循環線の管理 ②市道小浜仁田峠循環線道路管理業務負担金	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道国見旧県道線改良事業 道路改良 L=165m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道国見山ノ上1号本線改良事業 道路改良 L=200m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道瑞穂宮ノ地線改良事業 道路改良 L=1,160m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道瑞穂大川1号線改良事業 道路改良 L=260m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻平木場線改良事業 道路改良 L=580m W=5.0~7.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻高辻線改良事業 道路改良 L=420m W=7.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻牛口線改良事業 道路改良 L=540m W=7.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻吹ノ原幹線改良事業 道路改良 L=320m W=5.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻寺ノ前線改良事業 道路改良 L=270m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻河内線改良事業 道路改良 L=380m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻長谷線改良事業 道路改良 L=310m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻横田旗島線改良事業 道路改良 L=165m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻大熊第1線改良事業 道路改良 L=140m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野善太頭線改良事業 道路改良 L=300m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野今木場川線改良事業 道路改良 L=70m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野愛野線改良事業 道路改良 L=410m W=7.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道千々石山頭八ヶ島線改良事業 道路改良 L=50m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道千々石石田線改良事業 道路改良 L=110m W=5.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道千々石飯岳白新田線改良事業 道路改良 L=260m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜札ノ原3号線改良事業 道路改良 L=490m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜日見線改良事業 道路改良 L=160m W=3.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山後山尾登線改良事業 道路改良 L=295m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山水ノ浦小津波見線改良事業 道路改良 L=160m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山塚ノ山上ゲ線改良事業 道路改良 L=460m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜木場山領線改良事業 道路改良 L=1,250m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道国見多比良土黒3号線改良事業 道路改良 L=30m W=7.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道国見新魚洗川線改良事業 道路改良 L=1,200m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道国見田代原線改良事業 道路改良 L=720m W=5.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道国見大津長浜線改良事業 道路改良 L=400m W=4.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道国見塩屋下原線改良事業 道路改良 L=500m W=7.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道国見上古賀1号本線改良事業 道路改良 L=1,200m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道国見伊尻今出雲線改良事業 道路改良 L=650m W=4.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道瑞穂伊古西原2号線改良事業 道路改良 L=300m W=4.5m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道瑞穂火ノ良尾線改良事業 道路改良 L=70m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道瑞穂古江線改良事業 道路改良 L=450m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道瑞穂大川栗林線改良事業 道路改良 L=320m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道瑞穂前田1号線改良事業 道路改良 L=100m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道瑞穂原2号線改良事業 道路改良 L=300m W=5.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道瑞穂椎ヶ谷線改良事業 道路改良 L=400m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻牛口牧ノ内線改良事業 道路改良 L=570m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻横山線改良事業 道路改良 L=240m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻山上線改良事業 道路改良 L=250m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻鬼塚日暮坂線・馬場萩ノ本線改良事業 道路改良 L=700m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻大熊第一線(Ⅱ)改良事業 道路改良 L=480m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻牛口牧ノ内線(Ⅱ)改良事業 道路改良 L=1300m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻横田支線改良事業 道路改良 L=195m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野中央線改良事業 道路改良 L=650m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野関・首塚線改良事業 道路改良 L=350m W=5.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野桃山・寝爐線改良事業 道路改良 L=530m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野丸山・植松線改良事業 道路改良 L=1200m W=6.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野城ノ尾線改良事業 道路改良 L=160m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野境ノ尾・小無田高野線改良事業 道路改良 L=1380m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野千鳥川線改良事業 道路改良 L=320m W=7.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道千々石龍下線改良事業 道路改良 L=430m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道千々石桂ノ迫線改良事業 道路改良 L=130m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道千々石大迫線改良事業 道路改良 L=900m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道千々石蓮根田線改良事業 道路改良 L=300m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道千々石狩場線改良事業 道路改良 L=350m W=5.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜木津線改良事業 道路改良 L=850m W=4.5m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜北野山領線改良事業 道路改良 L=280m W=4.5m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜猿場線改良事業 道路改良 L=1000m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜石合山領線改良事業 道路改良 L=1200m W=4.5m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜富津木津線改良事業 道路改良 L=920m W=4.5m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜上ミ揚瓜木場・石合原線改良事業 道路改良 L=270m W=4.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山沼田線改良事業 道路改良 L=350m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山樫峯線改良事業 道路改良 L=200m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山蔭平線改良事業 道路改良 L=350m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山椎木川溜水1号線改良事業 道路改良 L=350m W=5.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山田ノ河内線改良事業 道路改良 L=400m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山小津波見辺木線改良事業 道路改良 L=1000m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山奥辺木線改良事業 道路改良 L=927m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山小路上木場線改良事業 道路改良 L=170m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻平木場線舗装補修事業 計画延長 L=600m 幅員 W=6.5m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道国見南下原八斗木線舗装補修事業 計画延長 L=300m 幅員 W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道愛野山王線舗装補修事業 計画延長 L=400m 幅員 W=6.5m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道千々石野田線舗装補修事業 計画延長 L=700m 幅員 W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道南串山京泊打越線舗装補修事業 計画延長 L=700m 幅員 W=4.5m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道吾妻三室幹線舗装補修事業 計画延長 L=500m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道千々石下岳線舗装補修事業 計画延長 L=500m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 道路	市道小浜飛子山畑線舗装補修事業 計画延長 L=500m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	市道瑞穂古部駅前線改良事業(船津橋改良) 橋梁改良 L=20m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	市道瑞穂杉峰小賀口線改良事業(賀集橋改良) 橋梁改良 L=15m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	市道千々石松原線改良事業(元江橋改良) 橋梁改良 L=50m W=7.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	市道千々石八ヶ島線改良事業(火渡橋改良) 橋梁改良 L=26m W=7.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	市道千々石四面宮線改良事業(四面橋改良) 橋梁改良 L=21m W=5.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	市道小浜新湯小地獄線改良事業(うぐいす橋改良) 橋梁改良 L=5m W=6.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁定期点検事業 橋梁調査N=535橋梁	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道国見大津長浜線神代橋補修事業 計画延長 L=30.5m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道吾妻馬場・萩ノ本線久保田橋補修事業 計画延長 L=21.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 橋梁補修調査設計業務委託事業 N=6橋	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道瑞穂河原田線河原田橋補修事業 計画延長 L=27.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道吾妻大久保橋補修事業 計画延長 L=8.7m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道千々石堀平線堀平橋補修事業 計画延長 L=10.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道小浜赤峰線赤峰橋補修事業 計画延長 L=13.2m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道国見中尾深下線塚原橋撤去事業 計画延長 L=19.5m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道国見須崎前田2号線前田橋 計画延長 L=9.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道国見横田1号線平和橋 計画延長 L=7.0m	市	
2 交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1)市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道瑞穂河内1号線上河内橋 計画延長 L=7.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1) 市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化 市道瑞穂上杉峰線上杉峰橋 計画延長 L=10m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(2) 農道	土地改良施設耐震対策事業 県が実施する雲仙グリーンロード橋梁(雲仙市管内28橋)の落橋防止及び橋脚 補強工事に対する事業負担金	県	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(2) 農道	愛野 一本松農道整備事業 長崎県が実施する高規格道路(吾妻～愛野バイパス)と農道の施工区間が重複 する部分について、県と市が締結した協定書に基づき県が行う農道工事に対する 事業負担金	県	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(2) 農道	吾妻 田の平地区農道整備事業 道路工 L=1,300m 幅員 W=7.0m	市	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(5) 鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両 その他	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金 島原鉄道の鉄道事業における輸送の安全を確保することを目的として、島原鉄道 鉄道軌道安全輸送設備等整備計画に基づき、信号保安設備、線路設備、車両設 備等の事業費について補助する。	事業所	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(11) 過疎地域自立促 進特別事業	島原鉄道運営維持費補助金 島原鉄道運営維持に係る費用の一部を補助 (事業の必要性) 地域住民の交通手段の確保及び生活交通路線を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 地域住民の公共交通における交通手段の維持確保につながる。	事業者	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(11) 過疎地域自立促 進特別事業	雲仙市乗合タクシー事業補助金 千々石・小浜地域の県営バス路線廃止に伴う代替策として、乗合タクシー事業を 行う事業者への補助。 (事業の必要性) 公共交通空白地域となる地域住民の交通手段を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 交通手段をもたない児童・生徒の通学手段や高齢者・障害者等の日常生活の利 便性及び移動手段の確保ができる。	事業者	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(11) 過疎地域自立促 進特別事業	地方バス路線維持対策補助金 バス事業者が運行する乗合バスの不採算路線に対し補填を行うことで、地域住 民の生活に必要な生活交通路線の維持確保を図る。 (事業の必要性) 地域住民の通勤・通院・通学や交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保す る必要がある。 (見込まれる効果) 交通弱者の日常生活における公共交通を確保することにより、住民の定住促進 に繋がる。	事業者	
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(12) その他	交通安全施設整備事業 カーブミラーや転落防止策の設置及び修繕等。	市	

4. 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

(水道)

安全・安心でおいしい水を安定供給するための広域的・計画的な水道施設の整備及び水源開発を進める。

(下水道)

生活環境の改善と公共水域の水質保全のため、地域特性に合った汚水処理方法で整備していく。

(環境・一般廃棄物処理)

地球環境問題をはじめとした様々な環境問題への対応を図るため、平成 27 年 3 月、市民をはじめ環境に関わるすべての関係者が目標や計画を共有し、連携・協力をを行い、環境に関わる施策を計画的に推進していくための「雲仙市環境基本計画」の策定により、環境への負荷が少ない社会経済活動やリサイクルを基本とした循環型社会の形成を目指す。

また、平成 27 年度に環境省の「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プランを島原市と南島原市の島原半島 3 市で策定を行い、共通の地域課題を抱える 3 市の協働によりエネルギー・人・自然・資本等の半島が有する豊富な未利用資源を有効活用することで、エネルギー購入費の地域外流出の抑制と温室効果ガスの大幅削減を目指す。

(消防・防災・防犯)

市民が安心して生活を営むことができるよう、自然災害に対するの防止対策や火災予防の啓発活動とともに、防災体制の強化と防災施設の整備に努める。また、地域住民や各種団体、関係機関と連携した防犯灯の設置などの防犯対策や交通安全対策を推進し、犯罪や交通事故のない明るいまちづくりを目指す。

(安心の住まいづくり)

快適で潤いのある市民生活を確保するため、市営住宅等や給排水施設等の計画的な改修・整備を図る。また、地震等による住宅や建築物の倒壊等による被害の軽減、住宅内での事故を低減するための一定の性能確保の形成、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃負担の軽減を図る。

(その他)

平成 22 年 8 月に雲仙市都市計画マスタープランを策定し、合併に対応した一体的なまちづくりを進めるため、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた。

都市計画マスタープランの施策に沿って、実情に応じた都市計画の見直し等に取り組む。公園等の余暇施設の整備など、市民の憩いと安らぎの場の創出に努める。

(ア) 現況と問題点

(水道)

本市では、上水道 4 か所、簡易水道 20 か所、専用水道 4 か所、飲料水供給施設 12 か所（公営 1、その他 11）により水の供給を行っている。しかしながら、未普及地区もあるため、水道普及率は 93.8%と、県平均 98.5%（平成 26 年度末時点）を 4.7ポイント下回っている。

水源については、ほとんどを地下水に依存しており、下水道事業の拡大に伴い使用水量が増加しているため、新たな水源開発が必要となっている。

水道施設については、老朽化が進行している施設も多く、そのような施設では漏水などの問題が発生しており、早急な改修が必要となっている。

今後も、安全でおいしい水の安定供給を図るため水道施設の整備及び水源開発を推進していかなければならない。

表 4-1 水道の状況

	行政区域内 総人数(人)	合 計						普及率 (%)	飲料水供給施設			
		上水道		簡易水道		専用水道			箇所数 (ヶ所)	現在給水 人口(人)		
		箇所数 (ヶ所)	現在給水 人口(人)	箇所数 (ヶ所)	現在給水 人口(人)	箇所数 (ヶ所)	現在給水 人口(人)					
雲仙市計	44,006	4	16,333	20	24,864	4	83	28	41,280	93.8%	12	1,406

資料：長崎県水道事業概況（平成 26 年度）

注）平成 27 年 3 月末現在

(下水道)

本市の下水道整備については、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業など地域特性にあった汚水処理方法により逐次整備を進めている。しかしながら、汚水処理人口普及率は 64.3%と、県平均（78.1%）を 13.8ポイント下回っており、河川や海の汚染が懸念されている。また、下水道施設の老朽化が進んでいるため、改築更新が必要となっている。今後も生活環境や公衆衛生の向上だけでなく、環境への負担を軽減し、豊かで優れた自然環境を保全するため、下水処理施設等の整備に努めていかなければならない。

表 4-2 下水処理施設等の整備状況（汚水処理人口普及率）

(単位:人、%)

	行政人口						汚水処理 人口計	汚水処理 人口普及率
		下水道	農業集落 排水	漁業集落 排水	浄化槽	コミュニティ プラント		
雲仙市計	45,972	15,492	5,109	0	8,946	0	29,547	64.3%

資料：雲仙市建設整備部下水道課調

注）平成 27 年 3 月末現在

汚水処理人口普及率は、小数点以下四捨五入している。

(一般廃棄物処理)

ごみ・し尿といった一般廃棄物の処理は、可燃物は県央県南広域環境組合、不燃物は県

央地域広域市町村圏組合で処理を行っており、し尿処理は合併浄化槽による処理及び雲仙市小浜クリーンセンターと南高北部環境衛生組合で行っている。また、リサイクルの観点からペットボトルや古紙、容器包装等の分別収集を行っている。

合併前の旧町時代に使用していた4か所のごみ一般廃棄物焼却処理施設(南串山、小浜、瑞穂、国見)は既に閉鎖・解体され、現在は不法投棄や資源ごみの一時保管場所であるストックヤードになっている。

さらに、南串山町、小浜町、千々石町のし尿処理を行っている小浜クリーンセンターは稼働開始からすでに23年を経過し、老朽化による補修工事を重ね処理を行っている状況である。下水道の未整備による汲み取りと浄化槽汚泥の処理等その必要性は未だ高いことから、国見町から愛野町までのし尿処理を行っている南高北部環境衛生組合の施設との兼ね合いで、処理の統合を探る必要がある。今後は、地球にやさしい4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)社会を目指し、諸施策を行うことが重要である。

表4-3(1)

ごみの種類	収集量
可燃物	14,236
不燃物	545
かん・びん	220
有害(乾電池・蛍光管)	15
ペット	71
段ボール	28
新聞	84
雑誌	78
白色トレイ・発砲スチロール	2
プラスチック容器包装	11
紙製容器包装	12
牛乳パック	2
古着	15
合計	15,319
資源化量	2,268

資源化率	14.80%
計画収集人口	46578人
一人あたりごみ排出量	901.1g/人・日

資料：雲仙市市民生活部環境政策課調

表4-3(2)

種類	処理量
し尿	26,448
浄化槽汚泥	12,069

資料：雲仙市市民生活部環境政策課調

(消防・防災・防犯)

市民の日常生活に対する安心・安全の期待が高まる中、これまで幾度となく大型台風に見舞われ、また、活断層が横断する本市においては、河川改修や海岸保全事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業や治山事業など、暴風・豪雨・地震等の自然災害に対する十分な備えを行うとともに、火災や自然災害が発生したときの迅速な対応が必要である。

本市の常備消防については、国見町地域、瑞穂町地域の2地域が島原地域広域市町村圏組合、吾妻町地域、愛野町地域、千々石町地域、小浜町地域、南串山町地域の5地域が県央地域広域市町村圏組合により業務を行っている。

また、非常備消防である消防団については、雲仙市消防団が活動にあたっている。本市における常備消防の配備については管轄エリアが広範囲なため、緊急時における消防団の活動は必要不可欠なものである。しかしながら、団員が市外に勤務していることも多く、昼間における出動団員の確保が難しい状況にある。また、過疎化に伴い、団員の補充が難しくなっているため、団員の確保に努めている。

消防設備については、小型動力ポンプや消防ポンプ自動車などの老朽化が進んでいるため、今後も計画的な更新を行っていかなければならない。

また、消防水利については、消防基準に満たないものがあるほか、新たな設置要望も多いため、引き続き整備を図っていく必要がある。

安全で安心な生活を営むことを目的として、市内全域に自治会が維持管理する防犯灯を設置しているが、人口の減少や少子高齢化等に伴い、防犯灯の老朽化による不点灯など、防犯灯の維持管理に支障を来している自治会も多くなっている。夜間の事故や犯罪防止の観点からみても、防犯灯の維持・設置は重要なものであることから、老朽化した防犯灯の更新や新設が必要となる。

表4-4 (1) 消防団の状況 (単位：分団、人、台)

	分団数	団員数	普通消防 ポンプ自動車	水槽付消防 ポンプ自動車	小型動力 ポンプ	その他の 車両
団本部	-	11	0	0	0	0
国見支団	14	330	4	0	11	1
瑞穂支団	6	194	1	0	5	1
吾妻支団	9	216	3	0	6	1
愛野支団	5	90	1	0	4	1
千々石支団	10	190	2	0	7	1
小浜支団	13	326	5	0	8	2
南串山支団	7	169	3	0	7	1
雲仙市計	64	1,526	19	0	48	8

資料：雲仙市市民生活部市民安全課調

注) 平成27年4月1日現在

表4-4 (2) 消防水利の状況 (単位：箇所)

	合計	消火栓		防火水槽				井戸	その他
		公設	私設	100m ³ 以上	60~100m ³ 未満		20~40m ³ 未満		
					40~60m ³ 未満	20~40m ³ 未満			
雲仙市計	2,074	1,465	0	20	44	328	136	0	81

資料：雲仙市市民生活部市民安全課調

注) 平成27年4月1日現在

表4-4 (3) 災害危険箇所の状況

(単位：箇所)

	合計										
		河川	海岸	砂防	急傾斜	地すべり	道路	溜池	耕地	林務	その他
国見町	46	11	5	19	5	0	0	0	0	6	0
瑞穂町	46	4	6	21	10	0	0	0	0	5	0
吾妻町	53	6	1	13	23	0	0	2	0	8	0
愛野町	43	6	2	5	19	0	3	3	3	0	2
千々石町	75	3	1	35	24	2	3	0	3	4	0
小浜町	132	3	5	42	59	0	5	3	0	15	0
南串山町	77	4	5	8	34	0	14	5	0	7	0
雲仙市計	472	37	25	143	174	2	25	13	6	45	2

資料：平成27年度島原地域防災連絡会議資料（島原振興局調）

注）平成27年4月1日現在

(安心の住まいづくり)

公営住宅については、地域の実情に応じ整備を行っており、576戸が整備されている。

しかしながら、老朽化した住宅が多く、計画的に改修等を行っているものの、依然として住宅水準は低い状況にある。また、間取りや駐車場が狭いといった問題も指摘されており、現在の住民ニーズに対応できていないのが実情である。

また、地震等による住宅や建築物の倒壊等の被害の軽減、住宅内での事故を低減するための一定の性能確保の形成、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃負担の軽減などを図るため、補助制度を設けている。市民一人ひとりが快適に住み続けることができ、快適で潤いのある生活空間づくりのため、今後も支援を続ける必要がある。

表4-5 公営住宅の状況

(単位：戸)

	総数		
		木造	非木造
国見町	37	29	8
瑞穂町	54	0	54
吾妻町	60	16	44
愛野町	84	0	84
千々石町	111	2	109
小浜町	155	2	153
南串山町	75	0	75
雲仙市計	576	49	527

資料：雲仙市建設整備部建築課調

注）平成27年3月末現在

(環境)

本市は、美しい海と緑深き山々に囲まれた自然豊かな農村観光都市である。この豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐことは、現代を生きる私たちの使命である。しかしながら、近年の地下水の水質悪化に代表されるように、本市においても環境の破壊が進んでいる状況を認めざるを得ない。生活のあらゆる場面で自然との関わり方を見つめなおし、

地球規模での環境保全、自然との共存を考えていく必要がある。

本市のかけがえのない豊かな自然環境を守り、次世代に残すために、緑と水を保全し、生態系の保護や、景観及び親水性に配慮するとともに、自然との共生と環境にやさしいくらしとまちづくりを行う。また、地球環境問題をはじめとした様々な環境問題への対応を図るため、平成27年3月「雲仙市環境基本計画」を策定し、環境への負荷の少ない社会経済活動やリサイクルを基本とした循環型社会の形成を目指す。

また本市では、太陽光発電の設置促進や温泉バイナリー発電などの取組を実施しているが、未だ多くの自然資源のもつ再生可能エネルギーは未利用のままである。これらの再生可能エネルギーを有効かつ効率的に利用し、エネルギー購入費の地域外流出の抑制、温室効果ガスの削減が必要である。

(その他)

公園については、都市公園6か所(面積40.62ha)が整備されており、市民の憩いの場、交流の場として活用されている。快適で潤いある住環境の整備を図るため、今後も公園の整備に努めていかなければならない。また、火葬場については施設の老朽化が進んでいるため、計画的に改修を行っていく。

表4-6 都市公園の状況

	箇所数	面積(ha)
国見町	1	30.60
瑞穂町	0	0.00
吾妻町	0	0.00
愛野町	0	0.00
千々石町	2	7.70
小浜町	3	2.32
南串山町	0	0.00
雲仙市計	6	40.62

資料：雲仙市建設整備部監理課調

注)平成27年4月1日現在

(イ) その対策

(水道)

市内全域に安全・安心でおいしい水を供給するための水道施設整備事業を推進し、また、老朽配水施設の改良や水質改善、安定供給のための広域的・計画的な水源開発に取り組む。

(下水道)

生活環境の保全と公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を守るために、市内全域において、下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業など地域の特性に合った下水処理施設等の整備計画を策定し、事業の推進に取り組む。

(一般廃棄物処理)

資源ゴミの分別収集について市民への啓発活動を行うとともに、市民の利便性を考慮し

た拠点回収施設の整備を行い、ゴミの減量化とリサイクルに取り組む体制づくりを行う。
また、市内4箇所に整備したストックヤードについては、資源ごみの一時保管や不法投棄ごみの分別保管場所として今後も活用していく。

し尿処理施設（小浜クリーンセンター）については、稼動から23年経過し老朽化が進んでいるが、今後、南高北部環境衛生組合の施設との兼ね合いを考慮しながら、処理の統合を検討する。

（消防・防災・防犯）

台風や豪雨、地震などの自然災害に備えるため、危険箇所の把握に努め、関係機関とともに、河川改修や海岸保全事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業や治山事業のほか、家屋の耐震診断や耐震改修のための支援事業を実施するとともに、住民の防災意識の向上を図るための広報・啓発活動を推進し、自然災害の防止及び減災に努める。

火災等の災害から市民の生命と財産を守るため、防火水槽や消火栓などの各種消防防災施設の整備を推進し、消防力の充実・強化を図る。

災害発生時における迅速な対応を図るため、防災行政無線等による災害情報の確実な伝達に努めるとともに、自然災害時の避難場所や危険箇所などを周知するため、雲仙市防災マップを活用した自主防災組織による防災訓練などの活動支援、常備消防施設の整備、非常備消防組織の機能充実など、各種防災体制の確立に努める。

夜間における犯罪や事故等を防止し、地域住民が安全で安心して生活できる地域社会の実現を目的として、自治会が管理する防犯灯の適切な設置及び維持を支援するとともに、節電効果が期待される防犯灯のLED化への推進を図り、自治会の防犯灯に対する維持管理の負担軽減に努める。

（安心の住まいづくり）

住環境を充実させるため、地域ニーズにあった市営住宅の建設並びに老朽化した市営住宅の計画的な改修及び建替えに取り組む。

また、住宅及び建築物の所有者に対し、情報提供や相談業務を行い、併せて、補助事業などの支援を行いながら、安心な住まいづくりの向上に努める。

（環境）

森林の持つ水源かん養、山地災害防止、水資源保護等の多面的な機能を高めるため森林の保全と適正な整備を推進する。

海浜公園や河川公園などの親水施設の整備とともに、清掃活動や放流などの活動を推進し、親水性に配慮した海岸、河川事業に取り組む。

廃棄物の不法投棄防止に取り組むとともに、環境教育、啓発活動を充実させるなど環境

保全活動を推進する。また、市内の水環境（河川、地下水等）の調査・保全活動を継続的に行い、その活動の成果を市民に公表するとともに、環境保全活動に取り組む小・中学校、高校、環境保全団体等を登録し、その活動を支援する。

エネルギー購入費の地域外流出の抑制及び温室効果ガスの削減を実現するため、平成 27 年度に「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プランの策定を行い、共通の地域課題を抱える島原市、南島原市の 3 市で協働し、エネルギー・人・自然・資本等の半島が有する豊富な未利用資源の有効活用を目指す。

（その他）

市民の憩いと安らぎの場となる児童公園や運動公園等の維持・整備に努め、レクリエーション活動の普及などにより、市民の積極的な活用はもとより、スポーツなどによる市外からの交流人口の拡大を促進する。また、観光拠点としても活用できる広域公園、自然公園、河川公園、海浜公園、歴史文化公園等の整備に努める。

(ウ) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境 の整備	(1)水道施設	国見地区上水道施設改良事業 水道施設の更新及び水道配水管の布設替(耐震化)	市	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設	吾妻地区上水道施設改良事業 水道施設の更新及び水道配水管の布設替(耐震化)	市	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設	小浜・雲仙地区上水道施設改良事業 水道施設の更新及び水道配水管の布設替(耐震化)	市	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設	吾妻地区簡水統合改良事業 水道配水管の布設替(耐震化)及び連絡管の新設	市	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設	愛野地区上水道施設改良事業 水道施設の更新及び水道配水管の布設替(耐震化)	市	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設	雲仙市水道施設集中監視システム改修事業 瑞穂、吾妻、南串山庁舎にある集中監視システム親機を利用したウェブ化と国見 上水道施設の監視システムの改修及びウェブ化を行う。	市	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	千々石地区簡易水道統合整備事業 千々石木場簡易水道と千々石中央簡易水道の統合事業	市	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	千々石地区簡易水道の上水道事業への統合事業 水道施設の改良及び連絡管の新設	市	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	小浜地区簡易水道施設改良事業 水道施設の更新及び水道配水管の布設替(耐震化)	市	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	南串山地区簡易水道の上水道事業への統合事業 南串山地区内の簡易水道の統合	市	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	南串山地区簡易水道単独事業 水道配水管の布設替(耐震化)	市	
3 生活環境 の整備	(2)下水道施設 公共下水道	浄化槽設置整備事業(設置補助金) 下水道等区域以外の合併浄化槽設置に対して補助を行う。	個人	
3 生活環境 の整備	(2)下水道施設 公共下水道	雲仙地区長寿命化対策事業 雲仙浄化センター、新湯中継ポンプ場、小地獄中継ポンプ場、別所中継ポンプ 場、機械・電気設備、土木・建築設備改築更新	市	
3 生活環境 の整備	(2)下水道施設 公共下水道	瑞穂浄化センター施設整備事業 施設整備 水処理施設 800m ³ /日	市	
3 生活環境 の整備	(2)下水道施設 公共下水道	吾妻浄化センター施設整備事業 施設整備 水処理施設 400m ³ /日	市	
3 生活環境 の整備	(2)下水道施設 公共下水道	吾妻処理区汚水管渠整備事業 φ150 A=1.2ha	市	
3 生活環境 の整備	(3)廃棄物処理施設 し尿処理施設	小浜クリーンセンター施設整備費 し尿処理施設の施設整備(補修工事)	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境 の整備	(5) 消防施設	消防施設・機械器具整備事業費 消防施設の建設、消防車両の購入。	市 一部事 務組合	
3 生活環境 の整備	(6) 公営住宅	市営住宅改善事業 市営住宅における居住環境の向上及び市営住宅の長寿命化を図り、市営住宅ストックの有効活用を推進する、長寿命化計画に基づき改修を行う。	市	
3 生活環境 の整備	(7) 過疎地域自立促 進特別事業	防犯灯設置補助金 自治会が行う防犯灯の設置、建替等に対する補助金。 (事業の必要性) 安全・安心なまちづくりの実現のため、夜間における犯罪防止と安全性確保は必要不可欠である。 (見込まれる効果) 夜間における犯罪の防止と安全確保及びLED灯の導入促進による雲仙市環境対策の推進が図られる。	自治会	
3 生活環境 の整備	(7) 過疎地域自立促 進特別事業	老朽危険空家除却支援事業 老朽化し危険な空家住宅の除去(解体)を行う場合に、除却費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 老朽化等で危険な状態にある空家(不良住宅)所有者等の経済的負担の軽減を図り、台風等の自然災害で建築材料が飛散・脱落等により、人命・身体又は財産に害を及ぼす状態にあるものを除却し、安全・安心な居住環境を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 危険な状態にある空家(不良住宅)を除却することで、安全・安心な居住環境を確保され、地域の活性化に寄与することが見込まれる。	個人	
3 生活環境 の整備	(8) その他	ごみステーション整備事業 廃棄物収集のためのごみかご購入。 整備のための材料費、設置工事費。	市	
3 生活環境 の整備	(8) その他	普通河川浦田川改修事業 計画延長L=210m	市	
3 生活環境 の整備	(8) その他	準用河川西田川改修事業 計画延長 L=400m	市	
3 生活環境 の整備	(8) その他	準用河川土黒川改修事業 計画延長 L=100m	市	
3 生活環境 の整備	(8) その他	普通河川栗林川改修事業 計画延長 L=200m	市	
3 生活環境 の整備	(8) その他	普通河川志根戸川改修事業 計画延長 L=170m	市	
3 生活環境 の整備	(8) その他	普通河川岡東田川改修事業 計画延長 L=180m	市	
3 生活環境 の整備	(8) その他	普通河川富津川改修事業 計画延長 L=120m	市	
3 生活環境 の整備	(8) その他	普通河川黒谷川改修事業 計画延長 L=375m	市	
3 生活環境 の整備	(8) その他	普通河川清水川改修事業 計画延長 L=350m	市	
3 生活環境 の整備	(8) その他	横田地区急傾斜地崩壊対策事業 計画延長 L=60m	市	

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

(高齢者)

若年層の流失や少子化などの影響により、高齢化が進んでいる。高齢化の進行とともに高齢者に対する保健・医療・介護・福祉に対する市民のニーズはますます多様化し、高齢者に対するきめ細やかな対応が求められている。

高齢者がいつまでも生きがいを持ち、元気に暮らせるよう、また、介護が必要な状態となっても安心して暮らせるよう、市の基本方針にある「笑顔いっぱいの健康と福祉づくり」に基づき施策を展開する。

(障害者(児))

障害があっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、福祉サービスや各種手当等の周知を図り、障がいのある人とその家族の介護及び経済的負担を軽減し、安心して暮らせる体制づくりに努める。

また、障がいのある人が個々の能力や特性に応じた就労を行えるよう、障がいのある人の雇用について理解を深め、雇用の促進につながる取組が必要とされている。

併せて福祉施設（就労移行支援及び就労継続支援）を利用している障がいのある人が一般就労へ移行できるよう、企業への啓発や職場実習の促進等につながるよう取り組んでいく。

障害者就労施設等が供給することができる物品及び役務に対する需要の増進を図り、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、「雲仙市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」により、障害者優先調達の推進を図る。

また、就労可能な障がいのある人については、障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、一般企業への就職を支援する。

(児童)

若年層の流出や少子化の進行に伴い、児童が減少傾向にあるが、将来の担い手を育成するため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠・出産期から切れ目なく保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、就学前の子どもの教育・保育ニーズに応えられるよう、教育・保育施設の量的拡大・確保を図りながら、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備し、併せて地域ぐるみの子育て支援への対応など、子どもの健全な発達のための環境を整える。

近年、離婚等により、母子家庭や父子家庭の「ひとり親家庭」が増加傾向にあることから、各種制度を積極的に活用し、該当者の生活の向上を図るため、ひとり親家庭の状況に応じた就労相談・資金の貸付けなどの相談体制を充実し、よりきめ細やかな福祉の増進を図る。

(保健)

本市の市民の健康と福祉保持増進のため総合的な福祉保健サービスを提供する拠点となる施設（市町村保健センター）の積極的な活用促進と、老朽化に対応した改修や改築を行

い、今後も市民一人ひとりが心身ともに健やかな人生が送れるよう家庭・地域・職域・行政が一体となった市民の自発的で継続的な健康づくりを推進する。

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(高齢者)

介護予防・生活支援の充実としては、市内各地域で介護予防教室の開催や新規立ち上げを推進し、高齢者の自主的な健康づくり活動を促進する。また、認知症予防や家族介護支援など市民ニーズに即した事業展開を図る。在宅生活支援として、配食サービスの実施や在宅における家族介護の支援を介護用品や介護慰労金の支給などにおいて実施する。

在宅・施設サービスの充実としては、緊急通報システムやゴミの戸別収集支援を推進するとともに、介護関連施設の整備について、島原地域広域市町村圏組合と調整しながら計画的に整備する。

地域主体の福祉のまちづくりとしては、地域全体でひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の見守り体制として地域ふれ愛ささえ愛事業を推進するとともに、民間事業者の見守り活動への協力を推進し、見守り支援の重層化を図る。

高齢者の社会参加の推進としては、タクシー料金の助成事業の継続や老人クラブ活動の活性化の支援に取り組む。

また、介護保険制度については、島原地域広域市町村圏組合と連携し、制度の適正な運営を図るとともに、総合的・専門的な相談・調整機能を有する雲仙市地域包括支援センターと連携し、安心できる高齢者相談体制の充実を図る窓口事業を展開する。

(ア) 現況と問題点

(高齢者)

本市の高齢者比率は28.8%（平成22年国勢調査）と、県平均の25.2%を上回っており、平成27年10月末日における住民基本台帳人口を見ると、人口46,530人、高齢者人口は13,990人となり、高齢化率は31.0%と30%の大台を超えている。

また、高齢者のいる世帯の割合は54.8%で、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯の高齢者のみの世帯の比率は増加傾向にあり、高齢者の保健福祉対策は地域住民が関心を寄せる、重要な課題となっている。

高齢者が住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らすためには、様々な日常生活上の課題を把握し、包括的な対応で自立を支援する体制をつくり、それを持続させていくことが必要となっている。

また、国による介護保険制度や医療制度などの改正が進められていく状況の中で、様々な制度の動きに対応した施策を展開していくことも、市民に最も身近な基礎自治体として必要であり、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組の強化も求められている。

一方、本市の少子高齢化や財政の状況に目を向けると、今後は、公的な福祉制度（公助）や介護保険に代表される社会保障制度（共助）の大幅な拡充を期待することは難しくなってきたおり、高齢者を含めた市民一人ひとりの努力（自助）や地域、団体における市民同士の相互扶助（互助）の果たすべき役割が大切であり、またこれらを推進していくことが

重要である。

(障害者（児）)

視覚に障がいのある人や聴覚に障がいのある人は、見えないこと、聞こえないことで他者との交流に支障をきたすことが多いため、自宅にひきこもりがちになっている。また、福祉サービスなどの情報が届きにくく、支援が行き届いていないため、手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の養成に努め、手話通訳の人材育成に努めるとともに、視覚障害者生活訓練事業として、白杖訓練・点字習得訓練を行うほかに声の広報（音訳 CD）事業により、情報提供を行う必要がある。

障がいのある人が頻繁に利用する公共施設については、出入り口の段差解消、障害者用トイレの設置など整備はできているものの、公共施設以外の施設は未整備のところが多い。また、主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備、点字ブロック、押しボタン式信号機の設置など歩行空間のバリアフリー化を推進し、併せて、パーキングパーミット（身体障害者用駐車場利用証）制度の周知と協力施設の拡大に努め、障害者用駐車場の適正利用に努める必要がある。

重度障害者や視覚に障がいのある人は、自家用車の運転ができないため、通院や買物などで外出する際には、タクシーなどの公共交通機関を利用しているが、医療費等の負担に加え、交通費も経済的負担となっており、負担の軽減が必要であるため、障害者交通費助成事業（タクシー券）を行うことで、通院や外出の支援を行う必要がある。また、社会参加を促進するため、障害者団体への加入や生活訓練への参加を呼びかけているが、参加が少なく、障害者団体の会員数も年々減少しているため、各種団体の交流会等の開催で、相互の理解を深め、団体の問題や新規会員の加入等について意見を交換する中で解決を図る必要がある。

また、精神に障がいのある人については入院費に対する助成制度がなく、医療費が重い負担となっており、重度障害者を自宅で介護している家庭は、介護者が働けないために生活が苦しく、手当等を必要とする人が増えているため、障害年金や特別障害者手当等の説明を行い、経済的な支援につなげる必要がある。

障がいのある人の就労促進については、就労移行支援事業所等の活用により一般就労への移行を目指しているが、就労移行支援事業所の利用が第3期障害福祉計画で掲げる目標値を下回る状況であり、利用者の減が課題となっている。障がいのある人への制度の周知や実習先の企業の確保、関係機関との連携の強化を図っていく必要がある。

長崎県障害者共同受注センターと協力連携することにより、障害者優先調達への理解が広がりつつあるが、「雲仙市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」の目標額達成と受注機会を増やし、障がいのある人の就労意欲を促進するため、さらに広報周知に努めるとともに、各部局の理解と協力が重要となる。

(児童)

本市でも核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、子育て家庭を支える社会的な仕組みの重要性や女性が活躍できる社会環境の整備がますます重要性を増すことから、子育てと仕事の両立を支援する方策が一層求められることになると考えられる。

本市の現況として、保育所については、私立 25 か所のほかに、認定こども園が 5 か所設置されており、定員充足率は保育所が 94.8%、認定こども園（2号認定・3号認定）が 98.0%となっている。

また、子育てサポートセンターによる児童預かりの相互援助活動や子育て支援センター・子育てひろばが 7 か所設置され、子育て中の家庭に対する育児支援の地域拠点として、親子での活動を通じて、子育て仲間づくりや情報発信を行い育児相談にも取り組んでいる。

さらに、放課後児童クラブは 10 か所設置されており、児童の放課後の生活を守る重要な役割を担っているところであるが、高まる保育ニーズに対応するため、今後も保育サービスの整備、拡充を図る必要がある。

本市におけるひとり親家庭は、母子世帯 466 世帯、父子世帯 78 世帯となっており、若年夫婦の離婚増加などの影響により、ひとり親家庭は増加傾向にある。

表5-1 (1) 児童福祉施設等の状況

(単位：箇所)

	総計	保育所	認定こども園 (2号認定・3号認定)	地域子育て支援センター・ 子育てひろば	放課後児童 クラブ	児童館	児童遊園
瑞穂町	6	4	0	1	1	0	0
吾妻町	7	3	1	1	2	0	0
愛野町	6	3	1	1	1	0	0
千々石町	3	1	0	0	1	1	0
小浜町	11	6	1	1	2	0	1
南串山町	4	3	0	1	0	0	0
雲仙市計	50	25	5	7	10	1	2

資料：雲仙市市民福祉部子ども支援課調

注) 平成 27 年 4 月 1 日現在

表5-1 (2) 保育所の状況

(単位：箇所、人)

	施設数			定員	入所児童数			充足率
	公立	私立	計		市内	広域	計	
国見町	0	5	5	340	320	17	337	99.1%
瑞穂町	0	4	4	180	174	6	180	100.0%
吾妻町	0	3	3	230	195	4	199	86.5%
愛野町	0	3	3	290	259	25	284	97.9%
千々石町	0	1	1	100	98	3	101	101.0%
小浜町	0	6	6	160	123	11	134	83.8%
南串山町	0	3	3	120	108	3	111	92.5%
雲仙市計	0	25	25	1,420	1,277	69	1,346	94.8%

資料：雲仙市市民福祉部子ども支援課調

注) 平成 27 年 9 月 1 日現在

表5-1 (3) 認定こども園の状況 (2号認定・3号認定) (単位:箇所、人)

	施設数			定員	入所児童数			充足率
	公立	私立	計		市内	広域	計	
国見町	0	2	2	120	116	9	125	104.2%
瑞穂町	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
吾妻町	0	1	1	35	39	3	42	120.0%
愛野町	0	1	1	42	8	13	21	50.0%
千々石町	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
小浜町	0	1	1	150	146	6	152	101.3%
南串山町	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
雲仙市計	0	5	5	347	309	31	340	98.0%

資料:雲仙市市民福祉部子ども支援課調

注)平成27年9月1日現在

表5-1 (4) 母子、父子世帯の状況 (単位:世帯)

	総世帯数	母子世帯		父子世帯	
		世帯数	総世帯数に占める割合	世帯数	総世帯数に占める割合
国見町	3,578	114	3.2%	19	0.5%
瑞穂町	1,906	58	3.0%	10	0.5%
吾妻町	2,442	66	2.7%	16	0.7%
愛野町	2,079	57	2.7%	12	0.6%
千々石町	1,816	50	2.8%	11	0.6%
小浜町	3,926	95	2.4%	5	0.1%
南串山町	1,376	26	1.9%	5	0.4%
雲仙市計	17,123	466	2.7%	78	0.5%

資料:雲仙市市民福祉部子ども支援課調

注)平成27年8月末現在

(保健)

本市の健康づくりの拠点となる市町村保健センターは、市内に4箇所(吾妻町・愛野町・千々石町・南串山町)にあり、いずれも平成17年10月の合併以前に建設された施設で、健康器具や各種設備など施設の老朽化が著しい。

今後市民の健康づくりを推進していく上で必要不可欠の拠点施設であるため、老朽化に伴う改修や改築を適宜実施し、適正な施設の維持管理が必要である。

また、健康指向の高まりを受け、市民が生涯生き生きと生活できるよう、さらなる健康増進の支援に努める必要がある。

(イ) その対策

(高齢者)

要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者が、地域での生活継続ができるよう、介護予防教室や相談体制の充実を図るとともに、地域老人クラブ等の活動支援を行う。

家族による介護を行う家庭に対し、介護用品の給付や介護慰労金を支給し、在宅介護を支援する。

独居高齢者等の世帯に緊急通報装置を設置し、緊急時の安否確認を行うシステムの整備を推進する。また、自治会や老人クラブ等による地域一体での支援体制づくりに努める。

高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の技術・技能を活用することによる生きがいづくりと健康保持、地域福祉活動を支えるボランティア等の育成に努める。

福祉のまちづくり推進事業によるバリアフリー化の促進を図る。また、高齢者が気軽に集える教室の開催などにより、生きがいづくりを支援する。

配食サービスや生活管理指導員派遣事業などの福祉サービスの継続支援に努める。

介護予防教室の拡大や訪問指導などの積極的な支援に努める。

地域包括支援センターや担当窓口等での相談体制の整備に努めるとともに、地域ぐるみでの支援体制づくりに努める。

各種サービスの拠点となる各種福祉施設の整備を図るとともに、適正で効果的な管理運営に努める。

高齢者がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、社会活動の範囲を広め、福祉の向上を図る。

(障害者（児）)

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共存社会の実現を図るために、市広報紙、ホームページによる広報を行うとともに障害者相談員研修会、民生委員・児童委員協議会定例会等で「障害者差別解消法」の周知を行い、障害者基本計画に基づいた、障がいのある人もない人も自分らしく生き生きと輝いて暮らせるまちづくりを推進する。

障がいのある人への各種福祉制度や事業を活用した生活支援や就労支援に努め、障がいのある人の社会参加を促進する。

障がいのある人はもとより、市民一人ひとりが安全かつ快適に生活できるよう、公共施設をはじめとする生活環境のバリアフリー化に取り組むとともに、福祉のまちづくり推進事業等により住宅等のバリアフリー化を促進する。

障がいのある人の孤立化防止のための訪問系サービスや交通費補助等による外出の支援に努めるとともに、障害者団体等の活動への参加を促進する。また、広報活動等により、障害や障がいのある人に対する正しい知識と理解を広め、こころのバリアフリーを推進する。

各種障害者手当など、その障害のために生じる特別の負担の手助けとして手当を支給し、福祉の推進を図る。

障害児の通学における家族介護の軽減として、特別支援学校への通学にヘルパーが付き添い必要な支援を行なう通学支援を実施する。また、介護者の高齢化に伴う相談支援の強化として、指定相談支援事業所による巡回相談を継続する。

障害者就労支援の充実として、障害者職場実習促進事業を実施し、就労を希望する障害者職場実習を行う環境を整備する。

緊急時や外出時に必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるための「ヘルプカード」の推進を図り、障がいのある人が安心して在宅生活を送れるよう、支援する。

相談支援体制の充実としては、自立支援協議会の部会等を活用し、情報共有や関係機関との連携を図り、障がいのある人が必要な手当てやサービス利用が行えるよう、相談支援機能の強化を図る。

(児童)

通常保育・特別保育・障害児保育事業などの保育体制を整備・充実させるとともに、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対しては、授業終了後に放課後児童クラブ等の利用を推進するなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。

複数の児童を扶養する保護者の子育てに対する経済的負担の軽減を図り、少子化対策、定住促進につなげる。

妊婦・乳児一般健康診査事業のほか、赤ちゃん健康相談、幼児健康診査、訪問指導、パパママひろばなど母子保健事業の充実に取り組み、安心して子育てができるような支援体制の整備を図る。

児童手当等の支給や福祉医療費制度の活用のほか、子育てサポートセンター、地域子育て支援センター・子育てひろば及び放課後児童クラブによる育児支援を行うとともに、要保護児童等に対する支援を図りながら、生活の安定と子どもの健全育成を図る。

ひとり親家庭・寡婦・低所得者の福祉の充実を図るため、日常生活や子育て、教育、就労などに対する相談・支援体制と生活実態に応じた援助の充実を図る。

(保健)

市民の健康づくりの拠点となる市町村保健センターの老朽化等に伴う施設の改修や改築、並びに健康器具や各種整備などの更新を適宜行うことにより適正な施設の維持管理に努める。

市民が、鍼・灸及びあん摩マッサージの施術を受ける場合において、施術費の一部を助成する等の支援を行うことにより、幅広い年齢の方々の健康増進を図る。

(ウ) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(7)市町村保健セン ター	保健福祉センター改修事業 老朽化に伴う健康づくりの拠点の改修・改築を行う。	市	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促 進特別事業	地域ふれ愛・ささえ愛事業 地域住民が、お互いに支え合い、助け合いながら、安心して暮らすことができる地域社会を構築する。 (事業の必要性) 少子高齢化が進行していく中、福祉課題は多様化してきている。また、時代の流れの中、人と人とのつながりも希薄化してきており、地域福祉計画推進の中核として取り組んでいる事業である。 (見込まれる効果) 本事業の実施により地域コミュニティの活性化が図られ、地域で助け合いながら住みよい地域づくりの形成につながる。	各種 団体	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促 進特別事業	障害者交通費助成事業 障がいのある人がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、社会活動の範囲を広め、自立更生を助長し福祉の向上を図る。 (事業の必要性) 雲仙市内の公共交通体系は、鉄道と路線バスにより構成されているが、バス停などから遠く離れた公共交通空白地域が広く存在していることから、交通弱者対策として必要である。 (見込まれる効果) 障害者(児)がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、社会活動の範囲を広め、自立更生を助長することにより、障害者(児)の福祉の向上を図る。	市	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促 進特別事業	緊急通報体制等整備事業 緊急通報装置を設置し、24時間体制で緊急通報システムの受信業務、安否確認等業務の委託を行う。 (事業の必要性) 緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、在宅生活を支援する上では、必要不可欠な事業である。 (見込まれる効果) 在宅生活における、利用者(65歳以上の独居高齢者等)の安全確保と不安の解消を図ることができる。	市	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促 進特別事業	老人クラブ活動等助成事業 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ等の運営費の一部を助成する。 (事業の必要性) 地域での老人クラブ活動に対し支援することにより、高齢者の孤立化防止、生きがいづくりを行うことが必要である。 (見込まれる効果) 老人クラブが実施する生きがいや健康づくりを推進することができる。	老人ク ラブ	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促 進特別事業	食の自立支援事業 調理や買い物に困難な65歳以上の独居高齢者等に、食事を居宅に配達し、併せて安否確認を行う事業を委託する。 (事業の必要性) 在宅生活において、食生活の自立が困難となった人に対しては、必要不可欠な事業である。 (見込まれる効果) 栄養のバランスのとれた食事を提供することで、健康で自立した生活を送ることができるよう支援することができる。	市	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促 進特別事業	高齢者交通費助成事業 70歳以上の高齢者がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 公共交通機関等が充分整備されていない状況であるため、交通弱者に対し必要不可欠な事業である。 (見込まれる効果) 社会活動の範囲を広め、社会参加の支援を行うことができる。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	すこやか子育て支援事業 複数の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の免除を行う。 (事業の必要性) 少子化、人口減少を抑制するため、子育てに対する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備する必要がある。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを進めることにより、少子化の歯止め、定住の促進が期待される。	市	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	民間保育所特別保育事業 小学校低学年児童受入事業として、保育所内に小規模児童クラブを設置している保育所に対して助成を行う。 (事業の必要性) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童を保育所で保育する必要がある。 (見込まれる効果) 保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整える。	市	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	民間保育所保育対策等促進事業 仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての負担を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、取組みを行う保育所等に対して助成を行う。 (事業の必要性) 安心して子育てができる環境整備を推進するため、保育所における延長保育に 対し助成が必要である。 (見込まれる効果) 保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整える。	市	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	一時預かり事業 家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。 (事業の必要性) 保護者の就業、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、緊急・一時的の保育が必要である。 (見込まれる効果) 保護者が安心して就労できる環境を整える。	市	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	放課後児童健全育成事業 放課後児童指導員を配置し、小学校低学年児童を受け入れる児童クラブに対して助成を行う。 (事業の必要性) 保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校低学年児童等の育成、指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図る必要がある。 (見込まれる効果) 保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整える。	市	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	病児・病後児保育事業 病気や回復期にある子どもを保育所等で一時的に保育するほか、集団保育が困難な期間は自宅を訪問し一時的に保育する。 (事業の必要性) 施設型及び訪問型を取組む施設に補助金を支給する必要がある。 (見込まれる効果) 保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整える。	市	

6. 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、市民が必要なときに必要な医療が受けられる体制づくりが求められている。

県や地元医師会などとの連携を強化するとともに、救急医療体系をはじめ在宅医療の体制整備を図る。

(ア) 現況と問題点

本市には、病院 4 施設、一般診療所 33 施設、歯科診療所 21 施設の医療機関があり、地域の医療を担っているが小児科などの専門医療機関が少なく近隣市の医療機関に依存しなければならない。

救急患者や重症患者については、島原地域広域市町村圏組合や県央地域広域市町村圏組合の救急車を利用し患者の搬送が行われており、高度救急医療が必要な重症患者については、ドクターヘリの活用も行われている。

人口減少や少子高齢化の進展に加え、開業医の高齢化や山間部集落が多いなど地理的条件もあり、在宅医療の体制整備も含めた医療サービス体制の整備が必要である。

なお、公立の医療機関として公立新小浜病院があり二次救急医療を担っている。

また、近年は生活様式の変化などによる生活習慣病も増加しており、予防のための各種健康診査などの充実が求められている。

市民が健康ではつつとした生活を営めるよう、今後も地域保健医療体制の整備、充実に努めていかなければならない。

表6-1 (1) 医療機関の状況

(単位:施設、床)

	人口	病院		一般診療所		病床数		歯科診療所	
		施設数	人口10万人あたり	施設数	人口10万人あたり	施設数	人口10万人あたり	施設数	人口10万人あたり
雲仙市計	45,953	4	8.7	33	71.8	829	1,804.0	21	45.7
長崎県	1,407,904	159	11.3	1,423	101.1	31,742	2,254.6	749	53.2

資料：平成 24 年長崎県医療統計

表6-2 (2) 医師、歯科医師の状況

(単位:人)

	人口	医師		歯科医師	
		実数	人口10万人あたり	実数	人口10万人あたり
雲仙市計	45,953	74	161.0	34	74.0
長崎県	1,407,904	4,065	288.7	1,213	86.2

資料：平成 24 年長崎県医療統計

(イ) その対策

長崎県病院企業団の経営に参加することで、県南圏域における災害医療や感染症等の政策医療や、小児科救急医療などの不採算部門に係る医療確保に努める。

島原半島南西部の医療の確保のため、雲仙市と南島原市で構成される雲仙・南島原保健組合により運営される、公立新小浜病院と老健おばまの運営により市民の安心、安全な生活を守る。

地元医師会や医療機関と協力し、初期救急医療体制（休日当番医体制）、二次救急医療体制（病院群輪番制病院運営事業）の充実に努める。

また、高齢化の進展に伴い在宅医療の体制整備を図る。

小児救急など、不足する医療資源については近隣市との連携強化に努める。

各種健（検）診の充実と健康相談、健康教育事業を積極的に実施し、生活習慣病予防対策と疾病の予防体制の強化に努める。

(ウ) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 病院	公立新小浜病院施設整備事業 基本計画 基本設計 実施設計等 新築工事 外構工事 解体工事 機材整備費等	一部事務組合	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	在宅当番医・救急医療知識普及事業 医師会に属する医療機関により当番制で休日、祝日の一次救急患者への診療体制を確保するため委託を行う。 (事業の必要性) 休日や祝日に自力で受診可能な比較的軽症の場合は、まずはかかりつけの医療機関や近所の医療機関(一次救急医療機関)を受診する体制を確保する必要がある。 平成26年度実績として、全当番日数69日間にに対し、2,105名の休日診療が実施(約30名/日)され、市民の日常サービスに不可欠であり、事業の必要性は高い(見込まれる効果) 休日や祝日において、一次救急患者の受入れ体制を整えることで、軽症の方が直接二次救急医療機関を受診することがなくなり、二次救急医療機関での重症の方への治療が円滑に行われることにつながる	市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	病院群輪番制病院運営事業 島原半島3市にある県南医療圏内の二次救急医療機関に委託し、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保するため負担を行う (事業の必要性) 比較的軽症な患者の場合は、かかりつけの診療所など一次救急医療機関で対応が可能であるが、重症救急患者に対応するためには夜間、休日を問わず二次救急医療機関を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交替でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される	病院群輪番制病院	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医療機器整備事業 病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器の備品購入費 (事業の必要性) 重症救急患者の医療救済に必要不可欠である (見込まれる効果) 救急医療に必要な高度な機器を導入することにより、患者の生命を守り、救急病院における円滑な医療環境整備が図られる	市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	こども休日夜間救急医療支援事業 休日や準夜間(20~23時)における小児の初期救急医療体制を確保し、小児の健康保持と安心できる子育て環境づくりを図るため、近隣市の諫早市及び島原半島3市と地元医師会が連携し展開することも休日夜間救急医療支援事業に係る費用の一部を負担する (事業の必要性) 診療体制を構築し、緊急時における救急医療体制を確保するため必要不可欠である (見込まれる効果) 休日・夜間の小児救急医療が確保でき、子育て環境の充実が図られ、市民の安心安全感が広がる	市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	長崎県病院企業団負担金 長崎県と島原地域、五島地域、対馬地域及び壱岐地域の6市1町が一体となって病院を経営する長崎県病院企業団に対する、島原病院運営費用の一部負担 (事業の必要性) H21.4.1付け21企例規第29号「長崎県病院企業団構成団体負担要綱」別紙1の本土地区の病院に関する負担割合に基づき、島原病院の運営に要する経費の負担義務が生じているため必要不可欠 (見込まれる効果) 構成市域の地域住民と観光客の医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される	市	

7. 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

次世代を担う子どもたちのたくましく生きる力を育むため、子ども一人ひとりの個性や地域の特性を活かした特色ある教育活動を推進するとともに、国際化・情報化など社会変化に対応した教育環境の整備を進める。

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

生涯学習の拠点のひとつである図書館や、学習活動や自治会活動の場である公民館をはじめとした各種の社会教育施設については、住民の多様な学習要求に対応し、かつ、等しく利用できるような施設整備を進める。

(ア) 現況と問題点

(学校教育)

学校現場では、児童・生徒数の減少に伴う学級数の減少、少人数学級の増加など小規模化が進み、教育活動や部活動の運営などに少なからず影響が出はじめている。そのため、教育環境の再整備、充実が大きな課題となっている。

本市には私立の幼保連携型認定こども園5園、市立の小学校20校・中学校7校、県立の高等学校2校があり、園児・児童・生徒数は合計で4,461人である。少子化の進行により、園児・児童・生徒数は年々減少しており、一部の小学校では統廃合の必要性が出ている。

このように児童・生徒数は減少傾向にあるが、特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は年々増加傾向にある。したがって、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を展開するための指導方法の研究や指導体制づくりを一層充実させていく必要がある。また、児童・生徒が安心して学べる学校施設や環境の整備については、いつの時代であっても努力しなければならない。

表7-1 認定こども園、学校の状況

	認定こども園(1号認定)		小学校		中学校		高等学校	
	園数	園児数	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
雲 仙 市 計	5	440	20	2,269	7	1,238	2	514

資料：平成27年度学校基本調査

注) 平成27年5月1日現在

認定こども園(1号認定)は平成27年9月1日現在

(社会教育・生涯学習)

今日の社会情勢の変化の中、人々の生活様式が大きく変わり、「量」から「質」へ、「物」から「心」へと、人々の価値観も変化し、そのニーズも多様化している。また、都市化や少子化が進行し、地域社会における連帯の希薄化も懸念されている。

本市においては、老朽化する施設や不足している読書環境などの社会教育施設が十分に整っていない。このような中、市民一人ひとりが、自己の充実と生活の向上を求めて、自

主的・自発的に学べる生涯学習事業の計画や、次世代を担う青少年を健全に育てるため、地域や青少年健全育成団体等の関係団体と学校とが連携した地域ぐるみの育成活動を推進し、地域・家庭の教育力の向上を図る必要がある。

(社会体育)

本市における社会体育施設には、総合運動公園、体育館、プールなどがあるほか、小中学校の施設も活動の場として活用されている。また、ロードレースや駅伝大会、各種スポーツ教室などの開催により社会体育の振興を図っている。

しかしながら、社会体育施設の老朽化が進むなど、社会体育のニーズに対応しきれていない状況もあるため、今後も、市民が年齢や適性に合った社会体育活動ができる環境づくりに努めていかなければならない。

(イ) その対策

(学校教育)

雲仙市教育委員会指定研究事業により、児童・生徒の個々の能力や適性に合った適切な学習指導方法等について実践的な研究を行い、その学校の教育の向上を図るとともに、研究の成果を市全体の学校へ波及させ、本市学校教育の振興を図る。

スクールサポーター事業や、児童生徒サポートセンター事業により、教育的配慮を要する子どもへの相談体制を整備するとともに、学習面や生活面での支援や読書活動を推進するなど、小・中学校教育活動の充実を図る。

児童・生徒が安心して学習・生活ができるよう校舎や体育館施設の外壁等（非構造部材）の耐震化を進めるとともに、その他施設の整備充実に努め、また、図書蔵書の充実など児童・生徒が快適に学習できる環境の整備に努める。

学校のICT環境整備を計画的に推進し、高度情報通信社会に対応できる児童・生徒を育成し、教職員のICT指導力向上や校務の情報化、情報モラル教育の推進等に取り組む。

少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少を見据え、学校の適正規模や配置についての検討を重ね、通学区域の見直しや小学校の統廃合の可能性について検討を進める。

国際化の進展に伴う外国語によるコミュニケーション能力の向上や、国際社会を生き抜く力の育成を目指し、市内全小・中学校に外国語指導の補助等を行う外国語指導助手(ALT)を派遣することで、児童・生徒の豊かな国際性の素地を養う。

(社会教育・生涯学習)

児童・生徒による少年の主張大会や交流行事などの青少年健全育成のための啓発事業を実施し、青少年の健全育成を推進する。また、地域の子ども会・青少年健全育成協議会、自治会や警察等の関係機関との連携により、地域の環境浄化と非行・事故防止に努めると

ともに、家庭・地域の教育力を高める。

地域の文化や遊びなどについて、一般市民を指導者として学校教育の場に招致するなど、地域の人材を活用した学校教育と、公民館活動などの社会教育との融合による青少年教育を推進し、地域と学校が一体となって青少年を健やかに育てる教育環境づくりを進める。

図書ボランティアの養成を図り、読み聞かせ体験など、本に親しむ環境を整備し、心豊かな子ども達の育成を図る。

市民の多様な学習機会の確保のため、学習活動の拠点となる公民館や図書館など社会教育施設の整備・充実を図るとともに、図書サービスの充実を図る。

自治会等の地域団体の活動支援と、コミュニティ活動の拠点となる自治会集会施設の整備を支援する。

市民講座等の学習情報の提供を積極的に行い、「いつでも、どこでも、だれでも」学べ、その成果が適切に活かされる場を設定するなど、教育環境を整備することにより、学習意欲の向上・自己啓発意識の高揚を図るとともに、市民一人ひとりの生きがい創出を支援する。

生涯学習の拠点となる公民館での高齢者教室、婦人学級、家庭教育学級などの講座を充実させるとともに、地域間交流や世代間交流の促進、自主活動グループの育成支援を行う。
また、住民に最も身近な自治公民館の活動の支援を行い、地域の活性化を目指す。

雲仙市文化連盟などの芸術・文化団体の育成と活動を支援し、市民美術展覧会や市民文化祭などの発表の場の拡充を図りながら、市民の豊かな人格形成に努めるとともに、新たな地域文化の創造を図る。併せて、九州地区や全国など上位の芸術文化コンクール・大会への参加支援を行う。

自主文化事業振興会等との連携により、文化庁などの各種補助事業を活用したホール事業の充実を図り、質の高い芸術文化に触れる芸術文化鑑賞等の機会を提供する。また、鑑賞型の観る芸術文化だけでなく、自らも参加し、体験し、創造性を高める参加型事業のほか、アーティストと直接関わるワークショップ等も開催する。

(社会体育)

市民の年齢や適性に応じたスポーツ体験を奨励し、スポーツ・レクリエーションを通して健康なからだづくりを推進する。また、誰もが気軽に参加できる軽スポーツの研究・普及に努めるとともに、各種スポーツ教室の開催や、健康づくり、体力づくりに関する各種事業を実施する。

市民のスポーツ・レクリエーション交流を目的とした市民運動会等のレクリエーション大会や、スポーツ競技力向上を目指した市民スポーツ大会を実施するとともに、各種スポーツ団体の活動支援と国民体育大会等の上位競技会への出場支援を行う。

少子高齢化の進行、市民のスポーツニーズの多様化などに対応するため、年齢層に関係なく多くの市民が好きなスポーツを楽しめる地域ベースの総合型地域スポーツクラブの育成・定着を図るとともに、社会体育施設の整備・充実を図る。

(ウ) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振 興	(1) 学校教育関連施 設	小・中学校教育環境整備事業 平成26年度から5カ年計画で教育用パソコン、校務支援用パソコンの更新、電子黒板等情報機器の導入を行う。	市	
6 教育の振 興	(1) 学校教育関連施 設	小学校施設大規模改修事業 老朽化している学校施設の安全性を確保するため、大規模な改修工事を行う。	市	
6 教育の振 興	(1) 学校教育関連施 設	学校施設環境改善交付金事業(小学校) 老朽化している学校施設の安全性や耐震性能の向上を図るため、非構造部材の耐震補強工事等を行う。	市	
6 教育の振 興	(1) 学校教育関連施 設	中学校施設大規模改修事業 老朽化している学校施設の安全性を確保するため、大規模な改修工事を行う。	市	
6 教育の振 興	(1) 学校教育関連施 設	学校施設環境改善交付金事業(中学校) 老朽化している学校施設の安全性や耐震性能の向上を図るため、非構造部材の耐震補強工事等を行う。	市	
6 教育の振 興	(3) 集会施設、体育施 設等	自治集会所等整備費補助金 自治集会所の新築や増改築等に係る経費に対し補助を行う。 (事業の必要性) 自治会組織の活動拠点である集会施設等の整備に際し補助を行うことにより、自治会の活動を推進する。 (見込まれる効果) 自治集会所の整備を推進することにより、安心して自治会活動の拠点として利用できる。	自治会	
6 教育の振 興	(4) 過疎地域自立促 進特別事業	児童生徒サポートセンター事業 学校教育課に訪問指導員を1名配置し、不登校・学校生活不応等児童生徒やその保護者と学校との連携強化を図る。 (事業の必要性) 不登校児童生徒等に対応するための民間施設や市の少年サポートセンター等も設置されていない本市の状況から、不登校・学校生活不応等児童生徒やその保護者に対して、訪問指導や相談活動などの直接支援活動を行い、学校復帰を促すために必要な事業である。 (見込まれる効果) 不登校・学校生活不応児童生徒やその保護者への細やかな対応を通して、学校だけでは解決できない事案における保護者・学校間の連携を深めるためのサポートができ、事案解消へ向けての効果的な取組が期待できる。	市	
6 教育の振 興	(4) 過疎地域自立促 進特別事業	スクールサポーター事業(小学校) 市内全小学校(20校)にスクールサポーターを配置し、支援を要する児童に対する学習支援や学校図書館の環境整備を通して、児童の読書活動支援を行う。 (事業の必要性) 通常学級に在籍する個別の支援を要する児童への学習支援や安全確保、日常生活上の介助等の支援は、児童・保護者の学校生活への安心感につながる。 また、専属の司書教諭が配置されていない現状から、スクールサポーターによる学校図書館等の読書環境整備や読み聞かせなどは、児童の読書習慣確立のために欠かせない。 (見込まれる効果) 支援を受ける児童だけでなく、学級全体の子どもに対する安全支援も含めて、児童が学校生活を送るための適切な支援が個に応じて受けられるとともに、読書活動の一層の推進が期待できる。	市	
6 教育の振 興	(4) 過疎地域自立促 進特別事業	スクールサポーター事業(中学校) 市内全中学校(7校)にスクールサポーターを配置し、生徒の悩みの相談や支援を要する生徒に対する学習支援、学校図書館の環境整備など、生徒の読書活動のための支援を行う。 (事業の必要性) 思春期の生徒たちにとっての身近な相談相手として、教員等とは異なる視点からの気づきをもとにした生徒支援が展開できる。 また、専属の司書教諭が配置されていない現状から、スクールサポーターによる学校図書館等の読書環境整備は、生徒の適切な読書習慣の確立に欠かせない。 (見込まれる効果) より個に応じた相談活動などを通して、学校生活不応生徒の支援の幅が広がるだけでなく、担任等との連携を通していじめの問題等の早期発見・早期解決に向けた取組の充実と、中学校期にあった学校図書館環境整備を通じた読書活動の推進が期待できる。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振 興	(4) 過疎地域自立促 進特別事業	読書活動振興事業 雲仙市図書館、公民館図書室の図書購入により、図書サービスの充実を図る。 (事業の必要性) 学習活動の拠点となる公民館や図書館など社会教育施設の図書サービスの充 実を図り、市民の多様な学習機会を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 読書環境を充実させ読書活動の推進を図ることにより、豊かな人間性の涵養やま ちづくりの根幹となる人づくりに寄与する。	市	
6 教育の振 興	(5) その他	外国語指導助手招致事業 外国語指導助手(ALT)6名を市内全小中学校に配置し、生きた英語にふれさせ ながら、国際化する社会に対応できる児童生徒の育成を目指して、英語教育の 充実と外国文化への理解を高める。	市	

8. 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

地域固有の貴重な歴史・文化を大切に保存し、後世に伝えていくために、史跡等の文化財の保存整備を進めるとともに、保護のための啓発活動を推進し、また、伝統芸能や郷土料理などの地域文化の保存・継承に努める。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

国の重要文化財である旧鍋島家住宅や雲仙市歴史資料館の各展示館を整備し、有効に活用するとともに、地域文化の振興等を図り、本市の貴重な文化財を後世に引継ぐ。

(ア) 現況と問題点

本市には、古墳や史跡などの歴史的遺産が数多く現存し、祭事や芸能、方言など地域独特の文化が大切に伝えられてきた。また、公役（くやく）などの共助の習慣や郷土料理などの食文化が息づいている。これらの大切な遺産を、無秩序な開発行為や生活様式の変化による風化から守ることが大切である。

(イ) その対策

神代小路地区などの埋蔵文化財等の調査・保存事業を進めるとともに、重要文化財旧鍋島家住宅や神代小路伝統的建造物群の保存と整備に努める。また、埋蔵文化財包蔵地における開発行為などへの指導や調査研究書の刊行、出土物の保存と併せ、出土品を活用した講演会等を実施するなど、文化財保存のための啓発活動とともに、本物の文化財を活用した生涯学習の推進に努める。

先人が築いた貴重な地域固有の伝統芸能や歴史的な民俗資料の保存・継承に努めるとともに、地域や各種団体が行う普及・継承活動を支援する。

地域に根付いた生活習慣を大切に守り育てる。また、地域ごとの郷土料理や伝統料理などの豊かな食文化の継承に努めるとともに、これらの郷土料理の普及・発展と併せ、食の大切さを伝える食育の推進を図る。

(ウ) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施 設等 地域文化施設	伝統的建造物群保存地区事業 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたまちなみを保存計画に基づき修 理修景を行う。 保存計画の補助基準に基づき実施する事業については補助金による支援を行 う。	市	
7 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施 設等 地域文化施設	鍋島邸保存活用事業 (鍋島邸管理費のうち整備に係る分) 重要文化財旧鍋島家住宅の公開活用と保存を図るため、防災、防犯上の体制整 備と、公開のための園路整備や環境整備を行う。	市	
7 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施 設等 地域文化施設	鍋島邸保存活用事業 (鍋島家収蔵品収蔵庫整備事業) 鍋島家から寄贈を受けた寄贈品の適切な保存管理を行うための収蔵庫を整備す る。 また、収蔵品を公開活用するための調査、修復などを行う。	市	
7 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施 設等 地域文化施設	雲仙市資料館整備事業 雲仙市内の発掘調査で出土した遺物や寄贈を受けた民俗資料等について、適切 な公開活用を図るための展示什器や、ガイダンス等の整備を行う。	市	
7 地域文化 の振興等	(3)その他	市内遺跡保護事業 開発等に伴う市内埋蔵文化財の保護のための指導及び発掘調査、出土遺物な どの保存活用を行う。	市	

9. 集落の整備

(1) 集落の整備の方針

本市では自治会等を単位として集落を形成しているが、集落は、森林や農地の維持管理、国土の保全等に寄与し、また、地域に伝わる伝統芸能や歴史・文化的遺産の継承など、地域社会において様々な機能を果たしていることから、このような集落の機能を将来にわたり維持していくことが重要である。

また、市民一人ひとりが快適に住み続けることができ、若者の定住化やU・Iターンを促進するためには、基本的な住環境の整備が不可欠であり、併せて、ゆとりと潤いのある生活空間を創出することが重要である。

したがって、地域の特性を踏まえ、集落の適正規模に配慮しつつ、効率的かつ適正な生活基盤の整備を推進するとともに、日常生活における相互扶助等の集落活動を促進するためのソフト事業に取り組む。

(ア) 現況と問題点

本市では、大小 242 の自治会が集落を形成し、伝統行事などの各種活動を行うとともに、行政運営の一端を担っている。また、その分布は、山間部から沿岸部まで、市内の広範囲に及んでいる。

本市の集落の中には、道路などの生活基盤が十分整備されていないところも多く、そのような集落では、住民の生活利便性が確保されていないため、定住化の阻害要因にもなっている。また、過疎化の進行や自治会への未加入世帯の増加に伴い、コミュニティ活動が衰退している集落もあり、地域の活力の低下を招いている。そのため、今後も住環境の整備を推進し、住民の生活利便性の向上及び定住化の促進を図るとともに、活発なコミュニティ活動を促すための環境づくりに努め、活力ある地域づくりを行っていかねばならない。

本市においても少子高齢化が進行しており、労働力の減少、供給力の低下、経済成長の阻害など、市の産業全体の縮小につながる問題となっている。また、産業の縮小は、若者の地域への定着率を低下させる要因となり、伝統的行事の消滅など地域活力の低下や、高齢者を支える若者の負担が増大し社会保険制度の崩壊といった問題につながりかねない。

市内では適切な管理が行われていない空き家等が増加しており、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす場合があるため、空き家の対策を検討や、適切な空き家の管理を促すとともに、優良な空き家物件については、子育て世代などライフスタイルに応じた住環境への需要と空き家のマッチングを促進する必要がある。

(イ) その対策

自治会組織の再編を検討するとともに、自治会活動の活性化と、自治会未加入者の加入促進に努め、コミュニティ活動の活性化を図る。

自治会の運営、活性化及び住民要望の充足を目的とした公益的活動等に対し支援を行う。

市内への定住と子育て世代である若者の経済的負担の軽減を目的として、市内に住宅を取得した者に対し補助金を交付し、若者世代の市内への定住や移住を促進する。

婚活講座等、結婚に対する意識と意欲の向上を図る施策を実施し、結婚の意志を有する方々が結婚に向けた活動に積極的な姿勢で取り組めるよう支援する。

結婚の意志を有する男女の婚活支援活動に取り組んでいる団体と連携を図り、団体の活動を支援する。

市内での連携を強化し、移住希望者の相談を総合的に受け付けるワンストップ窓口の機能を充実させ、本市での生活を体験できるプログラムの充実を図ることで移住希望者の増加を図る。

地域に不足する外的視点やノウハウを持った熱意ある都市部の人材を、「地域おこし協力隊」として地域に配置し、持てる専門性や経験を最大限発揮できるよう特定分野に専念して従事させることで、地域資源の掘り起こしや外からの視点を通して市の魅力を再発見し、都市部への情報発信を強化することにより、移住者の増加及び新たな担い手の確保を図る。

市内で、増加する空き家の対策として、市内の空き家へ居住しようとする人の不安や経済的負担の軽減を目的とした補助金を交付するとともに、空き家等情報登録制度（空き家バンク制度）による優良な空き家物件情報の充実を図ることで、ライフスタイルに応じた住宅の住み替えや市外からの移住者の受け皿として利用を促進する。

また、自治会内に存在する空き家を移住や受け入れのために周囲の住民が中心となって改修するなど、地域が独自に行う移住者受け入れ体制づくりを強化するために、支援を実施する。

(ウ) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	住民自治推進事業 自治会に対し基本額(人口・世帯数・集会所管理費・活動割)・防犯灯割・敬老活動割により交付金を交付する。 (事業の必要性) 希薄になりつつある地域の相互扶助意識の向上を図ると共に、地域団体間の連携を強化することを目的とする。 (見込まれる効果) 交付金の交付により安心・安全な地域づくりや地域コミュニティの高揚を図ることができる。	自治会	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	定住促進対策事業 (1)【定住促進奨励補助金制度】 (2)【空き家活用促進奨励補助金】 (3)【雲仙市地域おこし協力隊設置】 (4)【婚活支援事業】 (事業の必要性) 急速に進行する少子高齢化及び、人口減少の対策として、本市への定住を促進する施策を実施し、人口の増加と、地域の活性化を図る。 (見込まれる効果) 住宅に関する施策を実施することで、若者の住宅取得や中古住宅の流通を促進し、定住人口の確保を図ることができる。 また、市内の未婚者に対し、婚活支援を実施し、少子化対策や定住促進に効果が見込まれる。	市	

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

まちづくりの主体は一人ひとりの市民であり、地域の様々な課題を解決して、個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの社会参画が欠かせない。

市民が地域の主役となるまちづくりを実現するため、市民や団体、企業等の多様な地域の担い手が交流を深める機会の創出に努めるとともに、それぞれが行政と協働して問題を解決するシステムづくりなどに取り組む。また、市民が目的を共有しながら、ともに支えあって安心して暮らすことができるように、今後とも地域コミュニティを守り育てる施策を推進し、地域力の維持及び強化を図る。

(ア) 現況と問題点

(市民との協働によるまちづくり)

本市では、婦人や青年などの地域団体、まちづくりやボランティア団体等によって、様々な分野で活動がなされており、こうした市民活動をより活発にするための支援と併せ、効果を高めるための行政との協働による取組について検討する必要がある。

(イ) その対策

(市民との協働によるまちづくり)

市民相互の交流を深め、市の一体感を醸成するために、各種スポーツ大会、市民文化祭、産業イベント等の市民交流事業を実施するとともに、新たな交流事業に対する支援を行う。

市民がボランティア活動を行いやすい環境を整備するため、情報の収集・提供や啓発活動に努めるとともに、地域づくり団体の育成に取り組む。また、行政と地域づくり団体等の連携によるまちづくりを推進する。

各種計画策定過程において、市民の多様な意見を集約するワークショップの活用や懇話会などの設置を推進する。また、市民の意見を市政に反映させるために、各種審議会等に公募委員を積極的に登用するとともに、政策形成過程におけるパブリックコメントの実施を行い、ホームページを利用した市政への提言の受付や各種団体、地域ごとに実施している広聴活動により、市民と行政がお互いに良きパートナーとして立場を認め合い、尊重しながら市民総参加のまちづくりを目指す。

地域づくり補助金等の制度により、地域活動等への支援を行うことにより、人材育成、地域の活性化など、より良い地域づくりにつなげる。

事業計画 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業 農林水産業に関する市単独補助 (事業の必要性) 本市の足腰の強い農業経営を実現するため (見込まれる効果) 新規就農者の確保はもとより、農業者全体のスキルアップに取り組み、耕作放棄地を解消し、食材の宝庫である本市農業を総合的に支援し、農林水産業の振興が図られる	各種 団体	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	和牛・乳牛保留事業 優良雌子牛を市内に保留することを通じて、系統繁殖により黒毛和牛及び乳用牛の改良を促進するとともに、肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立し、経営の安定を図る。 (事業の必要性) 和牛においては良い子牛を生産するためには、父牛及び母牛の品質、並びに良好な環境が必要である。乳牛については、生産農家が減少する中、乳量の不足を生じてきている。そのため本事業により優良雌子牛を保留し、乳量及び乳質の改善を推進し、生産性の向上を図る必要がある。 (見込まれる効果) 優れた育種価と高い母牛の登録点数により、良質な子牛(将来の母牛)を保留促進させ、遺伝的に良質な子牛が誕生し、高値で販売される。(所得向上)。 豊富な乳量をもつ母牛の子牛(将来の母牛)を保留することで、乳量・乳質の改善を図り、乳量が向上する。(所得向上)	農業者	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市和牛生産活性化事業 雲仙市内で肥育事業を行うものに対し、優良な肥育素牛を導入する経費に対して支援し、農家の負担軽減を図る。 (事業の必要性) 肉用牛生産においては、素畜費及び飼料の高騰という状況にあって、繁殖部門と肥育部門が連携しての地域一貫体制による生産活動の促進が望まれている。本事業は、雲仙市内で肥育事業を行うものに対して、優良な肥育素牛を導入する経費に対して支援し、農家の負担軽減を行うよう実施するものであるが、これにより市場等の活性化を図るものであり、優良な子牛を生産する繁殖農家の所得向上のため必要である。 (見込まれる効果) 良質な肉が生産され、今後も雲仙市生まれの牛、雲仙市育ちの牛である「雲仙牛」がブランド化され、所得向上につながる。	農業者	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(畜産) 農林水産業に関する市単独補助 (事業の必要性) 飼料高騰等により支出が増加しているため、施設環境改善のための改修や廃材等使った安価で簡易な畜舎の増設を行うことが出来ない。家畜へのストレス軽減は、出荷量や肉質(乳量)等の向上による価格の向上、悪臭の抑制等に反映されてくるため、家畜にとって快適な環境を確保することが、経営の向上に繋がるため。 (見込まれる効果) 飼養頭羽数の維持・増加を図るほか、所得向上や飼育環境、飼育施設内の環境が改善される。	農業者	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(林業) 農林水産業に関する市単独補助 (事業の必要性) 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるために、荒廃した私有林が増加している現状に対し、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を図るため (見込まれる効果) 私有林へ支援を行うことで、所有者の施業負担が軽減でき、また間伐材の販売により所有者への還元が増えることで間伐施業の促進が期待できる。	各種 団体	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	光り輝く雲仙力アップ事業(水産) 農林水産業に関する市単独補助 (事業の必要性) 多様な発想の中での事業展開等を可能とするため、国県事業に当てはまらないものへ支援する (見込まれる効果) 水産施設の整備などにより水産業の振興が図られる	各種 団体	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	観光振興事業補助金 ・市内各種団体等により実施される、観光振興を目的とした事業へ補助金を支出し、事業効果を促進させる。 ・また、市内でのコンベンション開催に対して宿泊費に応じた補助金を支出し、誘致による経済波及効果狙う。 (事業の必要性) 本市への観光客誘客を目的としており、イベントによる誘客は、観光振興による即効性のある手法であり、必要である。 また、地域間競争が激化する中、開催に伴う宿泊に対する補助は、誘客にとって有効なツールであり、必要である。 (見込まれる効果) イベントで訪れる観光客やコンベンションの開催による宿泊や周遊などにより、観光消費が生まれ、経済波及効果が期待される。	各種 団体	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市中小企業振興資金 雲仙市内中小企業者に対する融資制度 (事業の必要性) 本年度実施した景況調査による資金繰りについては、厳しい状況にある。そういった中、設備については不足していると言う回答が、36%を占めており、設備投資の潜在需要は高いため、融資制度は必要である。 売上が減少するなど業況が悪化している方、取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方など、必要性は多岐にわたっている。 (見込まれる効果) 市内中小企業の経営安定及び振興発展に資することができる。	市	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市小規模事業経営支援事業費補助金 雲仙市商工会が長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金交付実施要綱に基づき行う事業について、予算の範囲内において補助を行う。 (事業の必要性) 景気低迷による停滞する小規模事業者が増加しており、その現状打開のため専門家による経営指導が、必要となっている。 (見込まれる効果) 雲仙市商工会に配置されている経営指導員による経営指導による経営改革、売り上げ向上など小規模事業者の経営安定が図られる。	雲仙市 商工会	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市産業サポート事業 ①創業・経営改革サポート事業 ②農商工連携サポート事業 (事業の必要性) 創業・経営改革・農商工連携等が実現可能な事業者に対し支援を行い、市内産業の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営改革及び異業種の連携による新事業への支援を行い、市内産業の活性化及び健全な発展を図る。	市	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市商工業活性化推進事業 ①空き店舗活用 ②商店街にぎわい創出 ③創業・第二創業 ④経営改革 (事業の必要性) 地場産業を活性化させるため、中小企業への支援や、空き店舗の活用などの推進による商店街の活性化を図ることは必要不可欠である。 (見込まれる効果) 市内中小企業の底上げを図り、経営安定及び振興発展に資することができる。	市	
1 産業の振 興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	雲仙市工場等設置奨励金支給事業 雲仙市内に企業立地を推進するため、立地企業に対し奨励金を支給する。 (事業の必要性) 市民アンケートによる「企業誘致と雇用の創出」の満足度は最下位となっており、市民の期待に応えられていないのが現状。豊富な農林水産資源を活かした産業の振興、企業の立地が求められている。 (見込まれる効果) 企業立地を推進し、雇用の創出を図ると同時に、豊富な農林水産資源に付加価値をつけ販売することにより、市内経済の活性化と定住の促進を図る	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地域間 交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	島原鉄道運営維持費補助金 島原鉄道運営維持に係る費用の一部を補助 (事業の必要性) 地域住民の交通手段の確保及び生活交通路線を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 地域住民の公共交通における交通手段の維持確保につながる。	事業者	
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地域間 交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	雲仙市乗合タクシー事業補助金 千々石・小浜地域の県営バス路線廃止に伴う代替策として、乗合タクシー事業を行う事業者への補助。 (事業の必要性) 公共交通空白地域となる地域住民の交通手段を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 交通手段をもたない児童・生徒の通学手段や高齢者・障害者等の日常生活の利便性及び移動手段の確保ができる。	事業者	
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地域間 交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	地方バス路線維持対策補助金 バス事業者が運行する乗合バスの不採算路線に対し補填を行うことで、地域住民の生活に必要な生活交通路線の維持確保を図る。 (事業の必要性) 地域住民の通勤・通院・通学や交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 交通弱者の日常生活における公共交通を確保することにより、住民の定住促進に繋がる。	事業者	
3 生活環境 の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	防犯灯設置補助金 自治会が行う防犯灯の設置、建替等に対する補助金。 (事業の必要性) 安全・安心なまちづくりの実現のため、夜間における犯罪防止と安全性確保は必要不可欠である。 (見込まれる効果) 夜間における犯罪の防止と安全確保及びLED灯の導入促進による雲仙市環境対策の推進が図られる。	自治会	
3 生活環境 の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	老朽危険空家除却支援事業 老朽化し危険な空家住宅の除去(解体)を行う場合に、除却費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 老朽化等で危険な状態にある空家(不良住宅)所有者等の経済的負担の軽減を図り、台風等の自然災害で建築材料が飛散・脱落等により、人命・身体又は財産に害を及ぼす状態にあるものを除却し、安全・安心な居住環境を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 危険な状態にある空家(不良住宅)を除却することで、安全・安心な居住環境を確保され、地域の活性化に寄与することが見込まれる。	個人	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	地域ふれ愛・ささえ愛事業 地域住民が、お互いに支え合い、助け合いながら、安心して暮らすことができる地域社会を構築する。 (事業の必要性) 少子高齢化が進行していく中、福祉課題は多様化してきている。また、時代の流れの中、人と人とのつながりも希薄化してきており、地域福祉計画推進の中核として取り組んでいる事業である。 (見込まれる効果) 本事業の実施により地域コミュニティの活性化が図られ、地域で助け合いながら住みよい地域づくりの形成につながる。	各種 団体	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	障害者交通費助成事業 障がいのある人がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、社会活動の範囲を広め、自立更生を助長し福祉の向上を図る。 (事業の必要性) 雲仙市内の公共交通体系は、鉄道と路線バスにより構成されているが、バス停などから遠く離れた公共交通空白地域が広く存在していることから、交通弱者対策として必要である。 (見込まれる効果) 障害者(児)がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、社会活動の範囲を広め、自立更生を助長することにより、障害者(児)の福祉の向上を図る。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の 保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	緊急通報体制等整備事業 緊急通報装置を設置し、24時間体制で緊急通報システムの受信業務、安否確認等業務の委託を行う。 (事業の必要性) 緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、在宅生活を支援する上では、必要不可欠な事業である。 (見込まれる効果) 在宅生活における、利用者(65歳以上の独居高齢者等)の安全確保と不安の解消を図ることができる。	市	
4 高齢者等の 保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	老人クラブ活動等助成事業 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ等の運営費の一部を助成する。 (事業の必要性) 地域での老人クラブ活動に対し支援することにより、高齢者の孤立化防止、生きがいづくりを行うことが必要である。 (見込まれる効果) 老人クラブが実施する生きがいや健康づくりを推進することができる。	老人クラブ	
4 高齢者等の 保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	食の自立支援事業 調理や買い物に困難な65歳以上の独居高齢者等に、食事を居宅に配達し、併せて安否確認を行う事業を委託する。 (事業の必要性) 在宅生活において、食生活の自立が困難となった人に対しては、必要不可欠な事業である。 (見込まれる効果) 栄養のバランスのとれた食事を提供することで、健康で自立した生活を送ることができるよう支援することができる。	市	
4 高齢者等の 保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	高齢者交通費助成事業 70歳以上の高齢者がタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 公共交通機関等が充分整備されていない状況であるため、交通弱者に対し必要不可欠な事業である。 (見込まれる効果) 社会活動の範囲を広め、社会参加の支援を行うことができる。	市	
4 高齢者等の 保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	すこやか子育て支援事業 複数の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の免除を行う。 (事業の必要性) 少子化、人口減少を抑制するため、子育てに対する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備する必要がある。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを進めることにより、少子化の歯止め、定住の促進が期待される。	市	
4 高齢者等の 保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	民間保育所特別保育事業 小学校低学年児童受入事業として、保育所内に小規模児童クラブを設置している保育所に対して助成を行う。 (事業の必要性) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童を保育所で保育する必要がある。 (見込まれる効果) 保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整える。	市	
4 高齢者等の 保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	民間保育所保育対策等促進事業 仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての負担を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、取組みを行う保育所等に対して助成を行う。 (事業の必要性) 安心して子育てができる環境整備を推進するため、保育所における延長保育に対し助成が必要である。 (見込まれる効果) 保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整える。	市	
4 高齢者等の 保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	一時預かり事業 家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。 (事業の必要性) 保護者の就業、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、緊急・一時的の保育が必要である。 (見込まれる効果) 保護者が安心して就労できる環境を整える。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	放課後児童健全育成事業 放課後児童指導員を配置し、小学校低学年児童を受け入れる児童クラブに対して助成を行う。 (事業の必要性) 保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校低学年児童等の育成、指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図る必要がある。 (見込まれる効果) 保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整える。	市	
4 高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	病児・病後児保育事業 病気や回復期にある子どもを保育所等で一時的に保育するほか、集団保育が困難な期間は自宅を訪問し一時的に保育する。 (事業の必要性) 施設型及び訪問型を取組む施設に補助金を支給する必要がある。 (見込まれる効果) 保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整える。	市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	在宅当番医・救急医療知識普及事業 医師会に属する医療機関により当番制で休日、祝日の一次救急患者への診療体制を確保するため委託を行う。 (事業の必要性) 休日や祝日に自力で受診可能な比較的軽症の場合は、まずはかかりつけの医療機関や近所の医療機関(一次救急医療機関)を受診する体制を確保する必要がある。 平成26年度実績として、全当番日数69日間に対し、2,105名の休日診療が実施(約30名/日)され、市民の日常サービスに不可欠であり、事業の必要性は高い(見込まれる効果) 休日や祝日において、一次救急患者の受入れ体制を整えることで、軽症の方が直接二次救急医療機関を受診することがなくなり、二次救急医療機関での重症の方への治療が円滑に行われることにつながる	市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	病院群輪番制病院運営事業 島原半島3市にある県南医療圏内の二次救急医療機関に委託し、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保するため負担を行う (事業の必要性) 比較的軽症な患者の場合は、かかりつけの診療所など一次救急医療機関で対応が可能であるが、重症救急患者に対応するためには夜間、休日を問わず二次救急医療機関を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交替でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される	病院群 輪番制 病院	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医療機器整備事業 病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器の備品購入費 (事業の必要性) 重症救急患者の医療救済に必要不可欠である (見込まれる効果) 救急医療に必要な高度な機器を導入することにより、患者の生命を守り、救急病院における円滑な医療環境整備が図られる	市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	こども休日夜間救急医療支援事業 休日や準夜間(20~23時)における小児の初期救急医療体制を確保し、小児の健康保持と安心できる子育て環境づくりを図るため、近隣市の諫早市及び島原半島3市と地元医師会が連携し展開するこども休日夜間救急医療支援事業に係る費用の一部を負担する (事業の必要性) 診療体制を構築し、緊急時における救急医療体制を確保するため必要不可欠である (見込まれる効果) 休日・夜間の小児救急医療が確保でき、子育て環境の充実が図られ、市民の安心安全感が広がる	市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	長崎県病院企業団負担金 長崎県と島原地域、五島地域、対馬地域及び高岐地域の6市1町が一体となって病院を運営する長崎県病院企業団に対する、島原病院運営費用の一部負担 (事業の必要性) H21.4.1付け21企例規第29号「長崎県病院企業団構成団体負担要綱」別紙1の本土地区の病院に関する負担割合に基づき、島原病院の運営に要する経費の負担義務が生じているため必要不可欠 (見込まれる効果) 構成市域の地域住民と観光客の医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振 興	(4) 過疎地域自立促 進特別事業	児童生徒サポートセンター事業 学校教育課に訪問指導員を1名配置し、不登校・学校生活不応等児童生徒やその保護者と学校との連携強化を図る。 (事業の必要性) 不登校児童生徒等に対応するための民間施設や市の少年サポートセンター等も設置されていない本市の状況から、不登校・学校生活不応等児童生徒やその保護者に対して、訪問指導や相談活動などの直接支援活動を行い、学校復帰を促すために必要な事業である。 (見込まれる効果) 不登校・学校生活不応児童生徒やその保護者への細やかな対応を通して、学校だけでは解決できない事案における保護者・学校間の連携を深めるためのサポートができ、事案解消へ向けての効果的な取組が期待できる。	市	
6 教育の振 興	(4) 過疎地域自立促 進特別事業	スクールサポーター事業(小学校) 市内全小学校(20校)にスクールサポーターを配置し、支援を要する児童に対する学習支援や学校図書館の環境整備を通して、児童の読書活動支援を行う。 (事業の必要性) 通常学級に在籍する個別の支援を要する児童への学習支援や安全確保、日常生活上の介助等の支援は、児童・保護者の学校生活への安心感につながる。 また、専属の司書教諭が配置されていない現状から、スクールサポーターによる学校図書館等の読書環境整備や読み聞かせなどは、児童の読書習慣確立のために欠かせない。 (見込まれる効果) 支援を受ける児童だけでなく、学級全体の子どもに対する安全支援も含めて、児童が学校生活を送るための適切な支援が個に応じて受けられるとともに、読書活動の一層の推進が期待できる。	市	
6 教育の振 興	(4) 過疎地域自立促 進特別事業	スクールサポーター事業(中学校) 市内全中学校(7校)にスクールサポーターを配置し、生徒の悩みの相談や支援を要する生徒に対する学習支援、学校図書館の環境整備など、生徒の読書活動のための支援を行う。 (事業の必要性) 思春期の生徒たちにとっての身近な相談相手として、教員等とは異なる視点からの気づきをもとにした生徒支援が展開できる。 また、専属の司書教諭が配置されていない現状から、スクールサポーターによる学校図書館等の読書環境整備は、生徒の適切な読書習慣の確立に欠かせない。 (見込まれる効果) より個に応じた相談活動などを通して、学校生活不応生徒の支援の幅が広がるだけでなく、担任等との連携を通していじめの問題等の早期発見・早期解決に向けた取組の充実と、中学校期にあった学校図書館環境整備を通じた読書活動の推進が期待できる。	市	
6 教育の振 興	(4) 過疎地域自立促 進特別事業	読書活動振興事業 雲仙市図書館、公民館図書室の図書購入により、図書サービスの充実を図る。 (事業の必要性) 学習活動の拠点となる公民館や図書館など社会教育施設の図書サービスの充実を図り、市民の多様な学習機会を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 読書環境を充実させ読書活動の推進を図ることにより、豊かな人間性の涵養やまちづくりの根幹となる人づくりに寄与する。	市	
8 集落の整 備	(2) 過疎地域自立促 進特別事業	住民自治推進事業 自治会に対し基本額(人口・世帯数・集会所管理費・活動割)・防犯灯割・敬老活動割により交付金を交付する。 (事業の必要性) 希薄になりつつある地域の相互扶助意識の向上を図ると共に、地域団体間の連携を強化することを目的とする。 (見込まれる効果) 交付金の交付により安心・安全な地域づくりや地域コミュニティの高揚を図ることができる。	自治会	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整 備	(2) 過疎地域自立促 進特別事業	<p>定住促進対策事業</p> <p>(1)【定住促進奨励補助金制度】</p> <p>(2)【空き家活用促進奨励補助金】</p> <p>(3)【雲仙市地域おこし協力隊設置】</p> <p>(4)【婚活支援事業】</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>急速に進行する少子高齢化及び、人口減少の対策として、本市への定住を促進する施策を実施し、人口の増加と、地域の活性化を図る。</p> <p>(見込まれる効果)</p> <p>住宅に関する施策を実施することで、若者の住宅取得や中古住宅の流通を促進し、定住人口の確保を図ることができる。</p> <p>また、市内の未婚者に対し、婚活支援を実施し、少子化対策や定住促進に効果が見込まれる。</p>	市	